

平成30年度

事業概要



沖縄県中央食肉衛生検査所

沖縄県北部食肉衛生検査所

はじめに

平素より本県の食肉衛生行政の推進につきましては、ご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。

平成から令和へ元号が変わり、我が国の食を取り巻く環境は、著しいスピードで変化しております。食肉を含めた食品の輸出拡大、2020年には東京オリンピックの開催を控え、外国人観光客の増加が見込まれていることなどから、食品の安全性については、国際化に伴い世界に対応出来る衛生管理が求められております。このような状況の中、国内外の食品の安全性を確保するため、平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)が公布されました。

これまで大規模食中毒の発生等に伴い、食品衛生法等の一部改正が行われてきました。特に食肉衛生に関しては、平成23年度に発生した大手焼肉チェーン店による腸管出血性大腸菌による食中毒で、患者数181名、死者4名の被害者を出したことを受け、新たに牛肉の生食用食肉の規格基準が設けられたのも記憶に新しいことです。しかし近年は、鶏肉等の加熱不足によるカンピロバクターによる食中毒事例が後を絶たない状況にあります。そのため食肉を処理すると畜場や大規模食鳥処理場においては、このような食品衛生上の危害の発生を少しでも減少させるため、特に重要な工程を管理するHACCPに基づく衛生管理が制度化され、改正法公布から2年(猶予期間1年)までの施行が義務づけられました。

当所が所管すると畜場は2施設、大規模食鳥処理場は3施設ございますが、平成30年度現在、と畜場、大規模食鳥処理場各々1施設でHACCPに基づく衛生管理をすでに導入しております。今後は、未導入の施設について、と畜検査員および食鳥検査員が指導、助言を行い、施行期限内の導入を目指して参ります。

食肉衛生検査所は、安全で衛生的な食肉、食鳥肉を確保するという重要な役割を担っていることから、今後も、検査員の知識の習得、検査技術の向上を図るとともに、厳正なと畜検査、食鳥検査及び衛生監視指導を実施し、関係機関と連携を図りながら、食肉衛生行政の推進に努めて参ります。

ここに、平成30年度の事業概要を取りまとめましたので、ご活用いただければ幸いです。

令和元年8月

沖縄県中央食肉衛生検査所長
富 永 正 哉
沖縄県北部食肉衛生検査所長
田 端 亜 樹

凡 例

1 平成 30 年度

期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2 資料の説明には次の略字を用いた。

検査所関係

中央食検：沖縄県中央食肉衛生検査所

北部食検：沖縄県北部食肉衛生検査所

と畜場関係

沖縄県食肉センター：株式会社沖縄県食肉センター

食鳥処理場関係

沖縄食鶏 ：沖縄食鶏加工株式会社

中央食品 ：有限会社中央食品加工

食鳥流通センター：株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター

3 用語

「とく」とは生後 1 年未満の牛、「こま」とは生後 1 年未満の馬。

食肉衛生月間

食肉関係業者の衛生思想の普及啓発を図るため、管内と畜場及び食鳥処理場の作業者を対象に広報活動や衛生講習会を実施した。



鳥インフルエンザ防疫演習

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について机上演習を行い、さらに敷地内の緊急消毒の確認などの実働訓練を実施した。



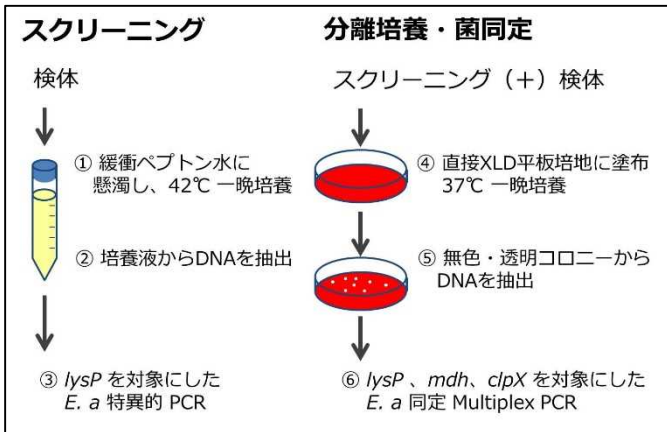
炭疽菌検査技術研修

炭疽菌の検査技術を維持するため、培地の作製から実際に炭疽菌 *Bacillus anthracis* (34F2株、Davis株) を使用して判定までを行う技術研修を実施した。



肉用鶏における*Escherichia albertii* 保菌状況調査と分離株の解析 (P52)

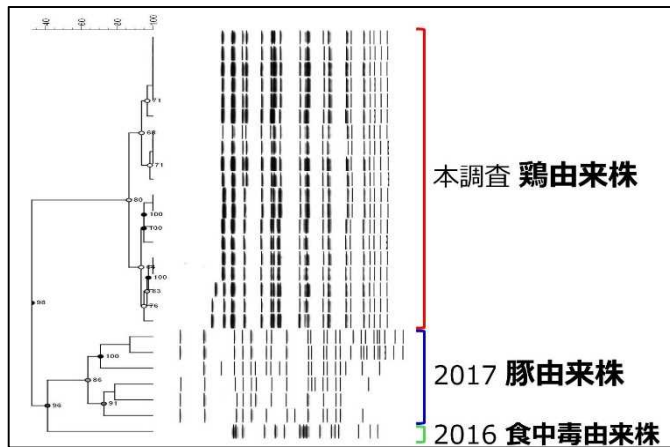
Escherichia albertii (E. a) の分離方法



農場別 E. a 保菌状況

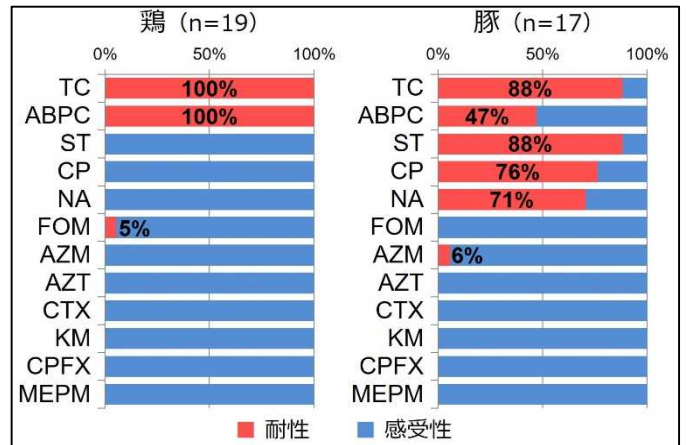
	検体数	陽性数	陽性率
A 農場	70	10	14.3 %
B 農場	70	9	12.9 %
C 農場	70	0	0.0 %
計	210	19	9.0 %

PFGEの結果と系統樹



本調査で分離した鶏由来株、2017年に分離した豚由来株、2016年に沖縄県で発生した食中毒由来株はそれぞれ独立した集団を形成していた。これらの集団のバンド相違数はそれぞれ7以上であることから、お互いに関連がないと判別された。

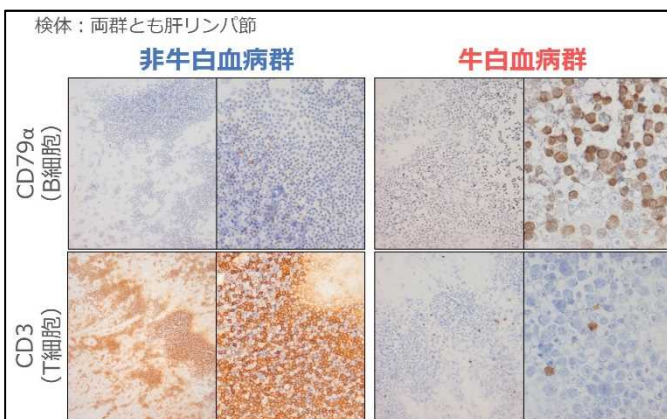
薬剤感受性試験



鶏由来株は、全ての株がテトラサイクリンとアンピシリンに対し耐性を示した。一方、豚由来株は、テトラサイクリンとアンピシリンに加えて、ST合剤・クロラムフェニコール・ナリジクス酸に対しても大半の株が耐性を示し、鶏よりも多剤耐性化の進行が伺えた。

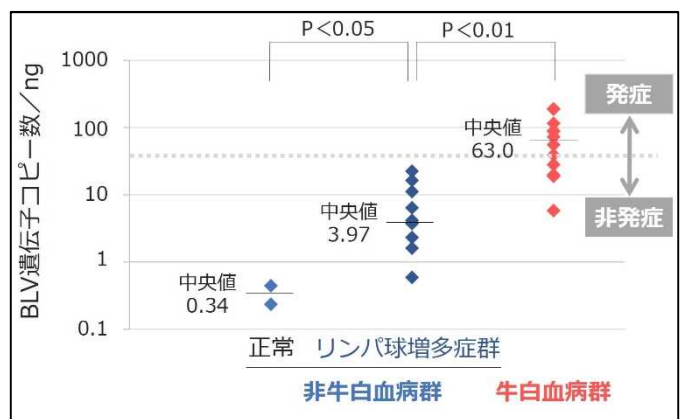
牛白血病迅速診断法の検討 (P57)

スタンプ塗抹標本を用いた免疫染色の比較



非牛白血病群では、T細胞が多く、牛白血病群ではB細胞が多いことが確認できた。

リアルタイムPCRによるBLV遺伝子量の比較



各群でマン・ホイットニーのU検定を行ったところ、有意差が認められた。特に、牛白血病の前段階と言われるリンパ球増多症を示す群と、牛白血病発症群で差がみられた。

目 次

第1章 検査所の概要

1	沿革	1
2	食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地	3
3	組織及び機構	4
4	職員構成	4
5	沖縄県行政組織規則（抜粋）	5
6	沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則	6
7	事務分掌	7
8	歳入・歳出決算書	9
9	検査所庁舎の平面図	10
	(1)中央食肉衛生検査所	10
	(2)北部食肉衛生検査所	11
10	主な検査機械器具(備品)	12

第2章 検査事業の概要

I	と畜検査業務の概要	14
1	と畜検査頭数及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	15
2	月別と畜検査頭数	17
3	月別とさつ禁止頭数	17
4	月別全部廃棄頭数	18
5	畜種別の一部廃棄数	19
6	病畜の疾病内訳	21
7	と畜検査頭数の推移	22
8	とさつ禁止頭数の推移	22
9	全部廃棄頭数の推移	23
10	と畜場別の開場日数及び検査延べ人員	24
11	と畜場の衛生講習会	24
12	と畜場の衛生監視、指導	24
13	と畜検査データの還元	25
II	食鳥検査業務の概要	26
1	食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因	27
2	月別検査羽数及び廃棄羽数	29
3	食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）	30
4	食鳥処理場の現状	30
5	食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員	30

6	10年間の食鳥検査羽数（沖縄県全体と同一）	30
7	認定小規模食鳥処理場	31
	（1）処理場数（とさつ一貫処理）	31
	（2）確認（処理）状況	31
	（3）処理場別の年間処理羽数	32
8	食鳥処理場の衛生講習会	32
9	食鳥処理場の衛生監視・指導	32
III	精密検査業務の概要	33
1	保留に係る精密検査業務	33
2	伝達性海綿状脳症（TSE）検査業務	35
3	微生物検査業務	36
4	病理・寄生虫検査業務	38
5	理化学検査業務	41

第3章 研修及び調査研究

1	研修及び講習会	44
2	調査研究発表演題一覧	47

第4章 その他

1	と畜場の概要	60
2	食鳥処理場の概要	60
	（1）食鳥処理場	60
	（2）認定小規模食鳥処理場	61
3	と畜場の使用料・解体料一覧	62
4	と畜・食鳥検査手数料等	62
5	と畜検査業務の概要（参考）	63
	（1）10年間のと畜検査頭数（沖縄県）	63
	（2）と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）	63
	（3）獣畜のとさつ頭数及びとさつ禁止又は廃棄したものの原因（沖縄県）	64

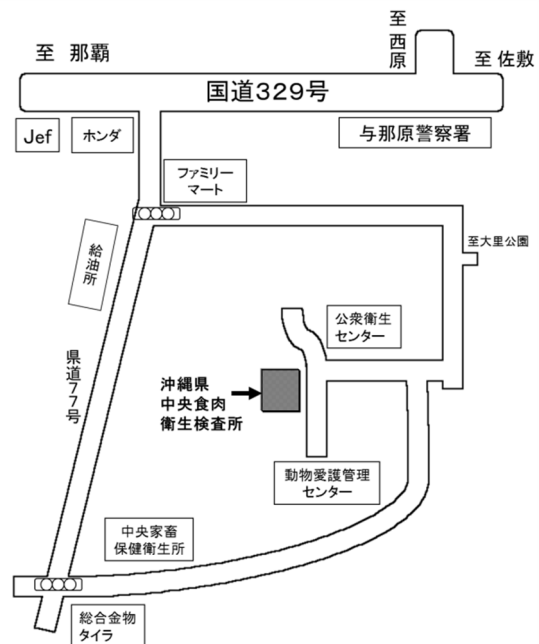
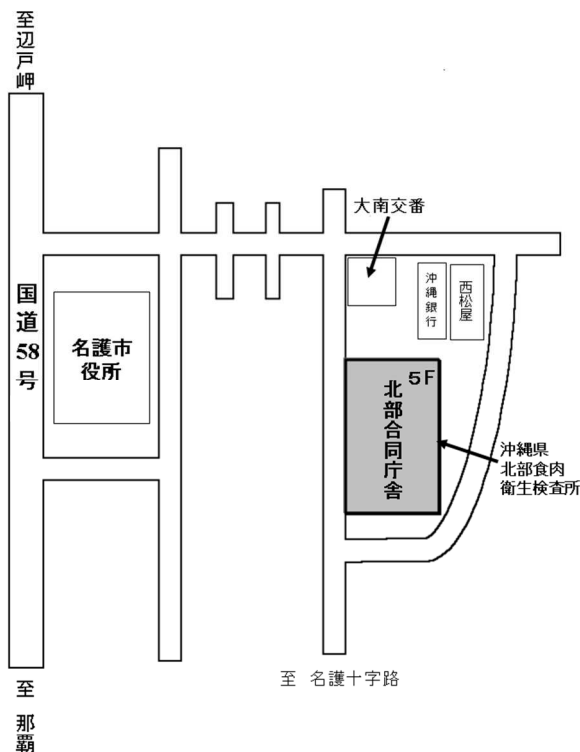
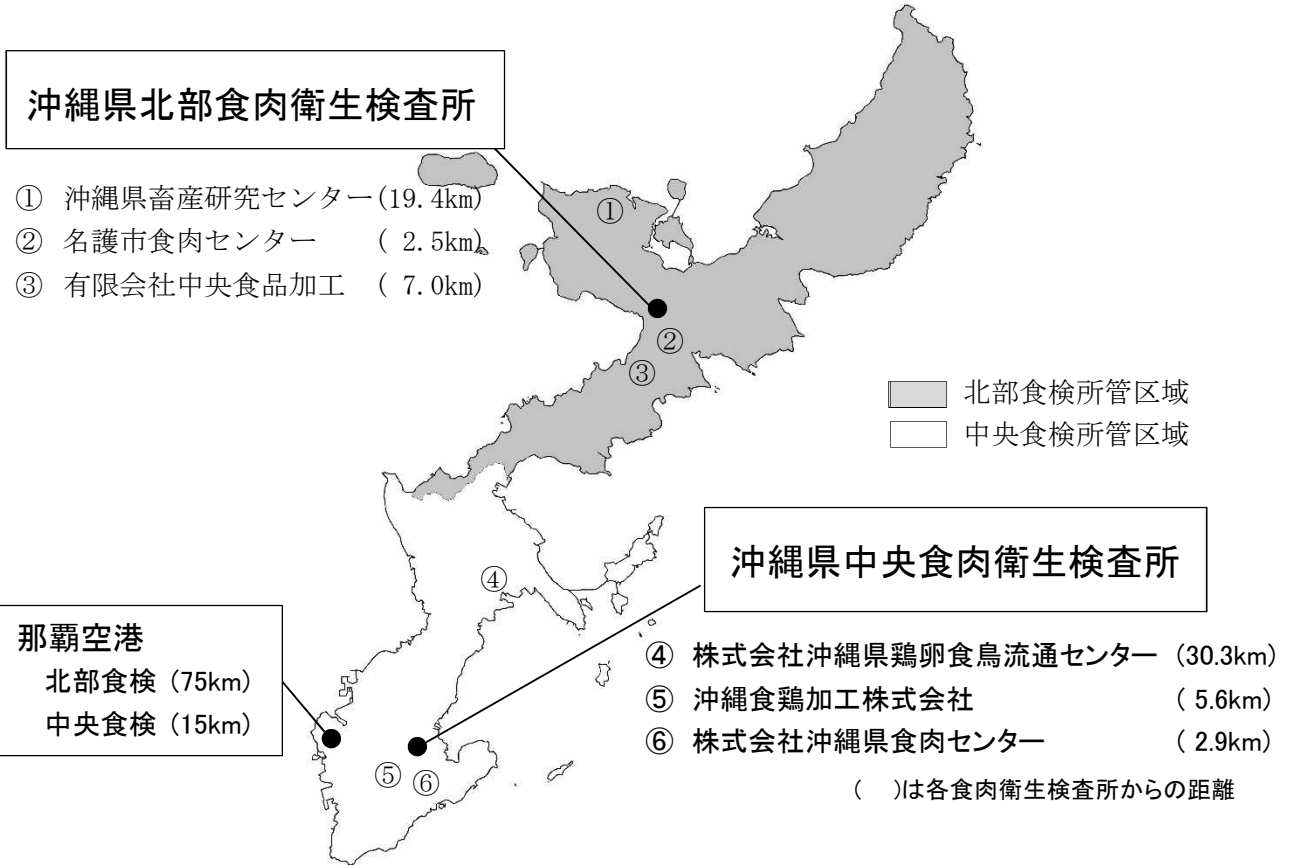
第1章 検査所の概要

1 沿 革

- 昭和 44 年 7 月 : と畜場法に基づく食肉衛生行政は、琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管。
- 昭和 47 年 7 月 : 32 カ所のと畜場設置者に対し、と畜場の構造・設備の改善を勧告。
- 昭和 48 年 5 月 : 32 カ所のと畜場を 12 カ所に整理統合。
- 昭和 49 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所が那覇市曙に設置され、各保健所(名護、宮古、八重山を除く)で所管していたと畜検査業務を集中統合。
- 昭和 49 年 6 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所北部支所を設置。
- 昭和 54 年 3 月 : 沖縄県食肉衛生検査所が島尻郡大里村大里 2015 番地に新築移転。
- 昭和 55 年 4 月 : ㈱沖縄県南部食肉センターが、㈱沖縄県食肉センターに統合。
- 昭和 57 年 3 月 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、名護市宇世富慶 923 番地に新築移転。
- 昭和 60 年 4 月 : ㈱那覇ミートが、㈱沖縄県食肉センターに統合。2 課制が、検査 1~4 課の 4 課制となる。
- 昭和 63 年 9 月 30 日 : 北部食肉センター(株)が廃業し、沖縄県協同食肉(株)として発足。
- 平成 2 年 12 月 4 日 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、国道 329 号線道路改修のため名護市名護 1453 番地に改築移転。
- 平成 4 年 4 月 1 日 : 食鳥検査が実施され、沖縄食鶏加工(株)、㈱沖縄県鶏卵食鳥流通センター、中央食品加工(株)、沖縄畜産(株)の 4 食鳥処理場が検査対象施設となる。
- 平成 5 年 7 月 1 日 : ㈱沖縄県鶏卵食鳥流通センターが、処理羽数の減少のため認定小規模食鳥処理場となる。
- 平成 5 年 10 月 27 日 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、沖縄県北部合同庁舎へ移転。
- 平成 6 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を沖縄県中央食肉衛生検査所に、沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部食肉衛生検査所として設置。北部食検が、検査第 1・2 課の 2 課制となる。
- 平成 7 年 9 月 29 日 : 沖縄県協同食肉(株)が廃止し、㈱沖縄県食肉センター名護分工場として発足。
- 平成 9 年 4 月 14 日 : 沖縄畜産工業(株)がと畜場を廃止し、同年 4 月 15 日中部食肉センター(株)に統合。
- 平成 9 年 5 月 17 日 : 沖縄畜産(株)が食鳥処理場を廃止。
- 平成 10 年 4 月 1 日 : ㈱沖縄県鶏卵食鳥流通センターが、食鳥検査対象の食鳥処理場となる。
- 平成 12 年 3 月 31 日 : ㈱沖縄県食肉センター名護分工場の大動物処理施設廃止。
- 平成 13 年 2 月 27 日 : ㈱真玉橋食肉センターが廃業。中央食検が、4 課制から 3 課制となる。
- 平成 13 年 2 月 28 日 : ㈱沖縄県食肉センター名護分工場の小動物処理施設廃止。
- 平成 13 年 10 月 18 日 : 牛海綿状脳症 (BSE) 全頭検査開始。
- 平成 14 年 4 月 30 日 : ㈱沖縄県食肉センターの山羊処理施設廃止。
- 平成 15 年 2 月 12 日 : ㈱沖縄県食肉センターに新しい牛のとさつ解体処理施設が完成。
- 平成 15 年 4 月 1 日 : 名護市食肉センターが操業開始。中央食検の検査第 3 課が、精密検査課となる。
- 平成 15 年 4 月 30 日 : 中部食肉センター(株)が、と畜場を廃止。
- 平成 17 年 10 月 1 日 : 山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) 全頭検査開始。
- 平成 18 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により課制が班制となり、中央食検 3 班制、北部食検班制なしとなる。
- 平成 23 年 5 月 26 日 : ㈱沖縄県食肉センターに新しい豚・山羊・めん羊のとさつ解体処理施設が完成。
- 平成 25 年 7 月 1 日 : 牛海綿状脳症 (BSE) 検査対象牛が 48 ヶ月齢超になる。
- 平成 26 年 9 月 12 日 : 中央食肉衛生検査所を新築し、入所。

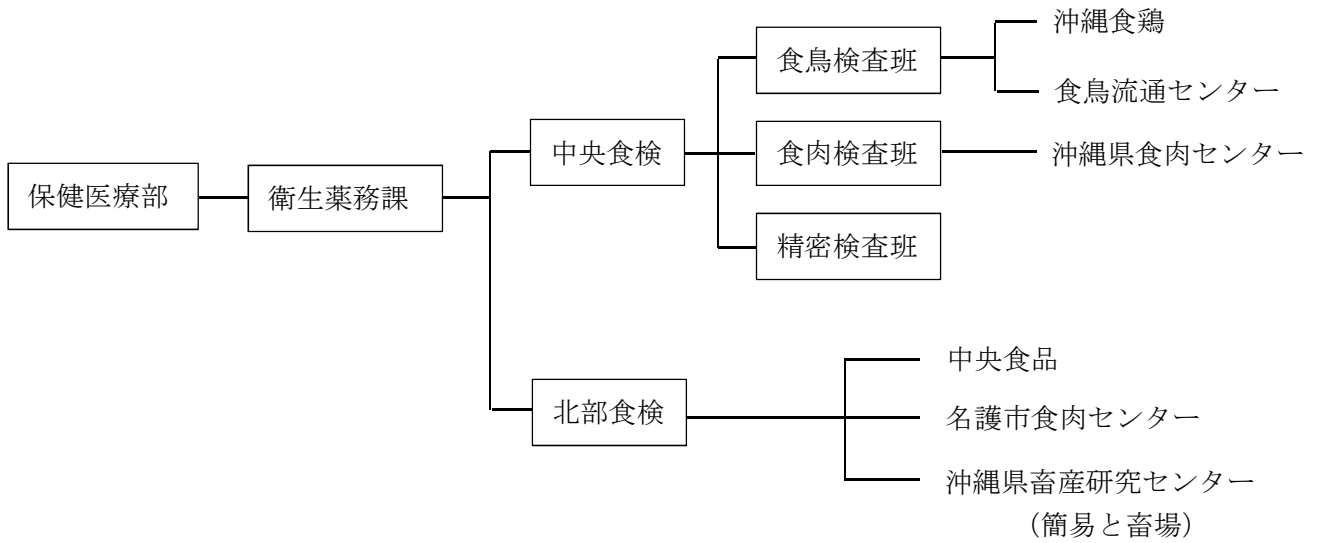
平成 28 年 6 月 1 日 : 健康山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) 検査の廃止。
平成 29 年 4 月 1 日 : 健康牛の牛海綿状脳症 (BSE) 検査の廃止。

2 食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地



3 組織及び機構

平成30年4月1日現在



4 職員構成

平成30年4月1日現在

職 種	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所
	所 長	食 鳥 検査班	食 肉 検査班	精 密 検査班	計	と畜・食鳥・精密検査
所 長 (技 術)	1				1	1
副所長 (技 術)						1
班 長 (技 術)		1	1	1	3	
主 幹 (技 術)			1		1	1
主 査 (事 務)		2			2	1
主任技師(技 術)		3	5	3	11	5
主 任 (技 術)		1	7(1)	1	9(1)	4
技 師 (技 術)			4	2	6	2(1)
合 計	1	7	18(1)	7	33(1)	15(1)
嘱 託 職 員		4	5		9	8

()内は育休中職員内数

5 沖縄県行政組織規則（抜粋）

平成30年4月1日現在

第3章 出先機関

第5節の2 保健医療部関係出先機関

第5款 食肉衛生検査所

（設置、名称、位置及び所管区域）

第162条 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県中央食肉衛生検査所	南城市	宜野湾市 浦添市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 中頭郡 島尻郡（伊平屋村、伊是名村及び久米島町を除く。）
沖縄県北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

（内部組織）

第163条 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名 称	内部組織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

（所掌事務）

第164条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺及び解体に関する検査並びに食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

6 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則

平成30年4月1日現在

(委任)

第3条 知事は、別表第1及び別表第2の所長等の欄に掲げる所長等に委任事項の欄に掲げる事務を委任する。

別表第2（第3条、第5条関係）

食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法（昭和28年法律第114号）第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。
- 2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。
- 3 と畜場法第14条第1項から第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。
- 4 と畜場法第14条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、獣畜の皮等の持ち出しを許可すること。
- 5 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 6 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。
- 7 と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。
- 8 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。
- 9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥処理法」という。）第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 10 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。
- 11 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 12 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 14 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 15 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 16 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 17 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 18 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 19 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 20 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を徴収すること。
- 21 食鳥処理法第38条第1項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等を検査し、関係者に質問し、食鳥とたい等の一部を収去すること。
- 22 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 23 食品衛生法第54条の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄その他食品衛生上の危害を防止するための必要な処置をとることを命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。

7 事務分掌

平成30年4月1日現在

(1) 中央食肉衛生検査所

食鳥検査班

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関すること。
- 2 庁舎管理及び財産（物品）に関すること。
- 3 と畜検査及び食鳥検査業務の企画調整に関すること。
- 4 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 5 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 6 食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 7 食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 10 その他、他班に属さない事務に関すること。

食肉検査班

- 1 獣畜のとさつ又は解体に関する検査に関すること。
- 2 と畜場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 3 人獣共通感染症の調査に関すること。
- 4 食肉衛生に関すること。
- 5 衛生指導教育に関すること。
- 6 伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関すること。
- 7 と畜場の変更届等事務に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 その他、班の業務に関すること。

精密検査班

- 1 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
- 2 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
- 3 と畜検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 4 試験検査の精度管理に関すること。
- 5 衛生指導教育に関すること。
- 6 食肉衛生に関すること。
- 7 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 その他、班の業務に関すること。

(2) 北部食肉衛生検査所

と畜検査

- 1 と畜場法第 14 条に基づき、と畜場で実施する獣畜のとさつ及び解体時の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 伝達性海綿状脳症(TSE)検査に関すること。
- 6 食品衛生法第 28 条に基づく食肉の収去検査。
- 7 と畜場の施設管理指導及び従業員への衛生教育。
- 8 と畜場の変更届等の審査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- 10 と畜検査にかかる事務処理（措置命令書の交付、病歴等のデータベース策定等）。

食鳥検査

- 1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条に基づく食鳥の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導。
- 6 食鳥処理場の衛生管理指導及び従業員への衛生教育。
- 7 食品衛生法第 28 条に基づく食鳥肉の収去検査。
- 8 食鳥処理場の変更届等の審査等に関すること。
- 9 食鳥検査にかかる事務処理（処分命令書の交付、病歴等のデータベース策定等）。

精密検査

- 1 上記と畜検査及び食鳥検査の 2, 3, 4 の検査に係る補助業務（培地作成、測定機器の整備等）。
- 2 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 3 検査に関連する疾病の調査研究に関すること。
- 4 危機管理（高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等）対応に関すること。
- 5 関係機関（農林水産部局、国等）との連絡調整に関すること。

8 歳入・歳出決算書

(1) 歳入

(単位：円)

科 目	区 分	前年度決算額	決算額	備 考
と畜検査 手数料	中央食検	63,596,000	66,621,000	中央 牛 2,118 頭 とく 0 頭
	北部食検	36,393,300	35,791,000	北部 馬 21 頭 豚 216,990 頭 山羊・めん羊 1,203 頭
	計	99,989,300	102,412,000	46 頭 0 頭 0 頭 118,684 頭 791 頭
食鳥検査 手数料	中央食検	6,985,102	7,550,735	ブロイラー等 (平日) 中央 3 円 × 1,590,613 羽
	北部食検	6,162,090	6,073,211	北部 3 円 × 1,308,617 羽 (休日及び時間外)
	計	13,147,192	13,623,946	中央 4 円 × 694,724 羽 北部 4 円 × 536,840 羽
証明手数料	中央食検	320	0	証明 320 円 × 0 件
合計		113,136,812	116,035,946	

(2) 歳出

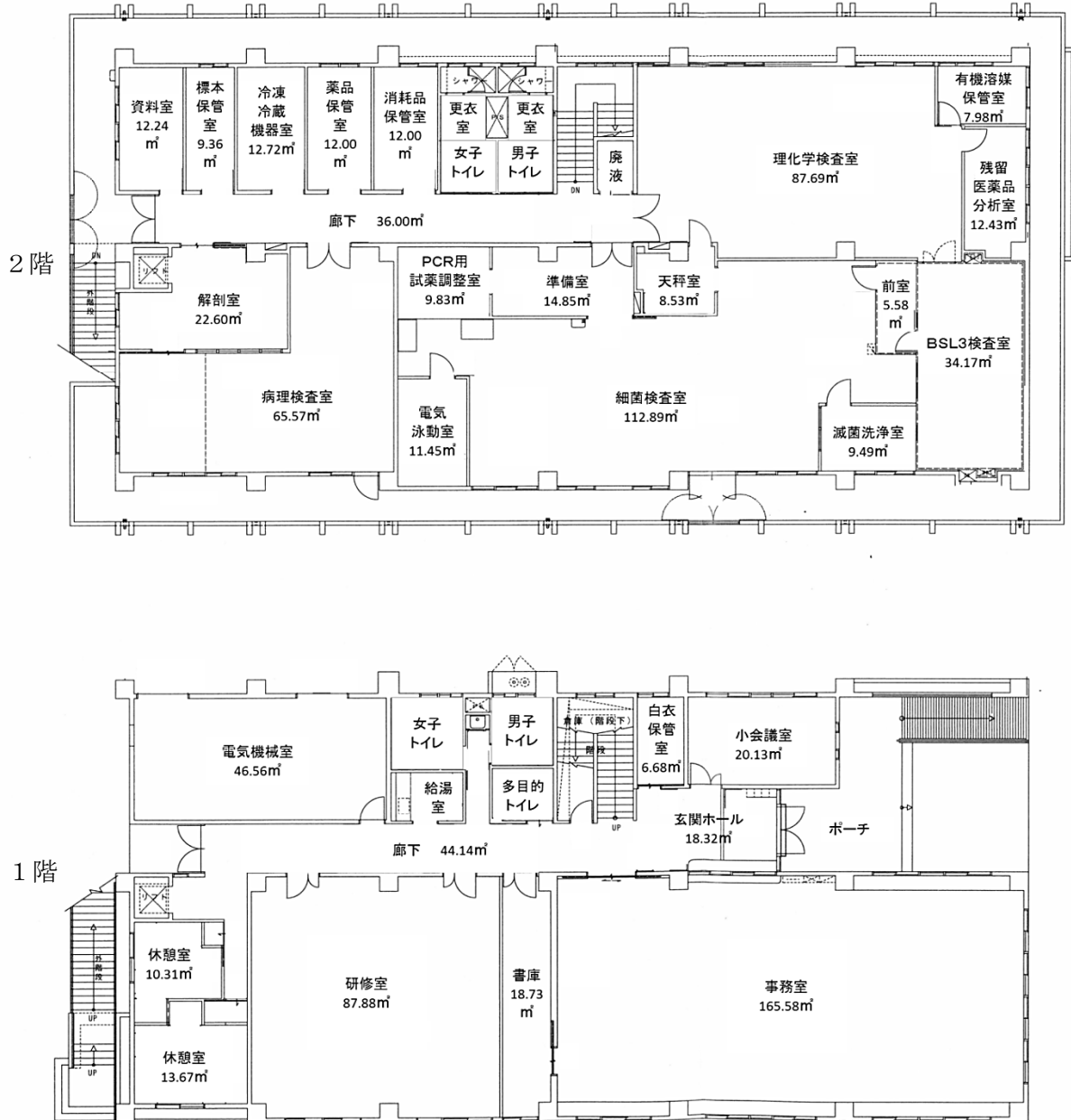
(単位：円)

科 目 (食品衛生指導費※)	中央食検		北部食検	
	令達予算額	決 算 額	令達予算額	決 算 額
報 酬	18,360,000	18,360,000	13,143,000	13,127,400
共 済 費	1,757,000	1,187,385	1,615,000	142,333
旅 費	4,937,000	4,523,920	3,041,000	2,572,525
需 用 費	11,921,000	10,647,407	5,334,000	5,292,337
役 務 費	6,948,000	4,927,648	2,931,000	2,485,958
委 託 料	3,655,000	3,457,296	146,000	142,600
使用料及び賃借料	3,712,000	3,694,811	2,914,000	2,783,026
備品購入費	4,836,000	4,818,636	3,107,000	3,104,622
負担金、補助及び交付金	134,000	120,648	82,000	81,488
公 課 費	15,000	15,000	0	0
計	56,275,000	51,752,751	32,313,000	29,732,289

※給料、職員手当等及び正職員の共済費は除く。

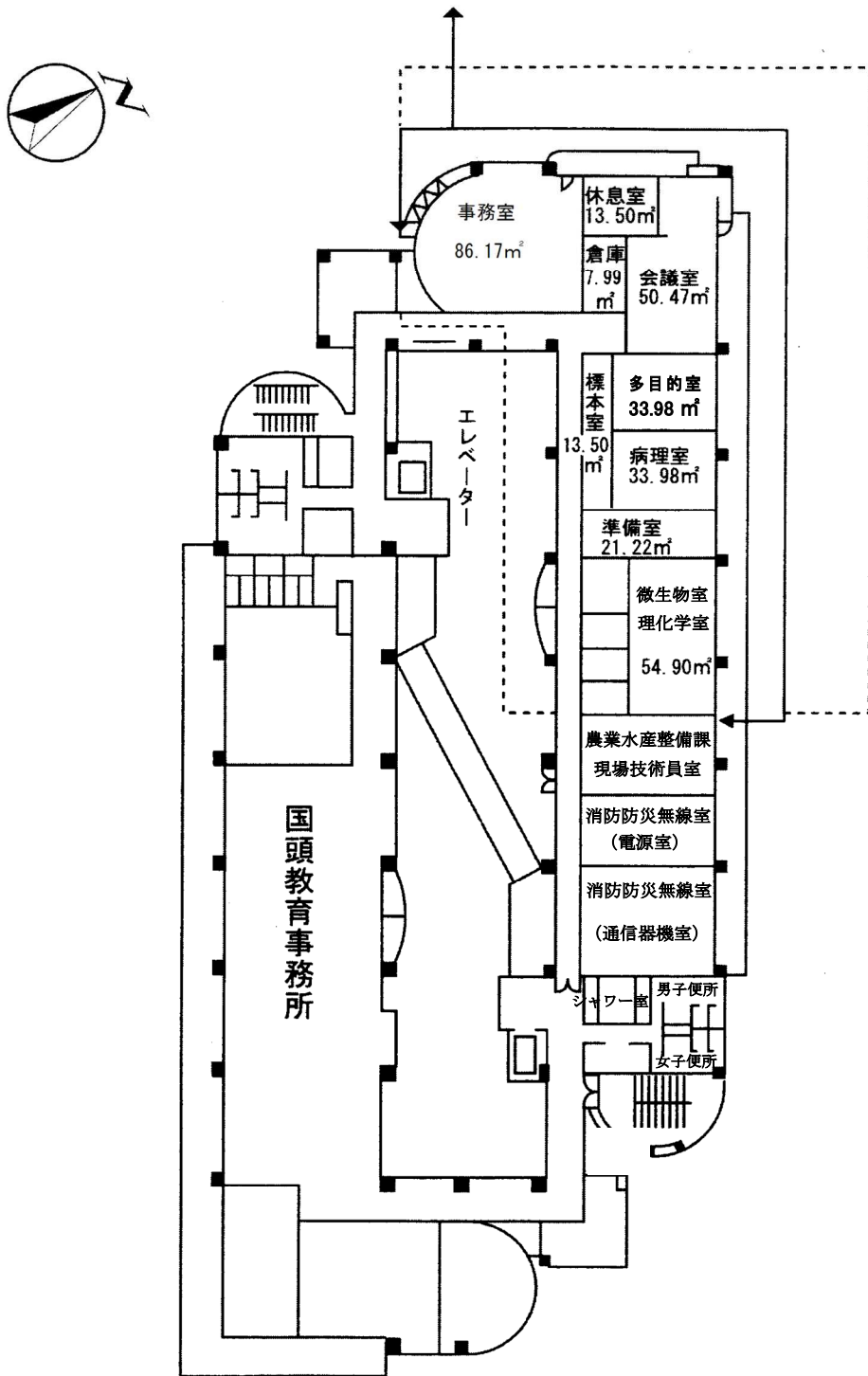
9 検査所庁舎の平面図

(1) 中央食肉衛生検査所



敷地面積	2,462.64m ²
構造及び階数	鉄筋コンクリート造・2階建
1階床面積	479.31m ²
2階床面積	539.09m ²
延べ床面積	1,018.40m ²
建築面積	621.86m ²
建設経費	総工費 449,526,660円
開設年月日	平成26年9月12日
竣工年月日	平成27年3月5日

(2) 北部食肉衛生検査所 (北部合同庁舎 5階)



10 主な検査機械器具（備品）

1. 中央食肉衛生検査所

(1) 微生物関係・TSE 関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	遠心分離器	3	19	ストマッカー	3
2	光学顕微鏡	1	20	ダイナルサンプルミキサー	1
3	暗視野顕微鏡	1	21	高圧蒸気滅菌器	4
4	製氷機	1	22	温度コレクタ	1
5	電気低温乾燥機	1	23	ハイオハザード対策用セーフティキャビネット	2
6	ウォーターバス	2	24	純水製造装置	1
7	電気冷蔵庫	6	25	菌液調整用濁度計	1
8	ディープフリーザー	1	26	振とう恒温槽	2
9	電子天秤	2	27	組織固定用振とう機	1
10	自動細菌同定装置(ミニアピ)	1	28	ペトリフィルムプレートリーダー	1
11	サーマルサイクラー	2	29	超音波洗浄機	1
12	電気泳動装置	2	30	低湿保管庫	2
13	ゲル撮影装置	1	31	ヒートブロック	4
14	冷却遠心機	1	32	マイクロプレートリーダー	2
15	マイクロ遠心機(卓上・冷却含)	6	33	マイクロプレートウォッシュャー	2
16	クリーンベンチ	1	34	多検体細胞破碎機マルチピースショッカー	1
17	インキュベーター	9	35	リアルタイム PCR 装置	1
18	フリーザー	4			

(2) 病理関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	蛍光顕微鏡	2	10	パラフィン溶融器	1
2	光学顕微鏡	1	11	パラフィン伸展器	2
3	ディスカッション顕微鏡	2	12	ロータリーマイクローム	2
4	実体顕微鏡	1	13	組織固定用振とう器	1
5	透過性ノルマスキー型微分干渉顕微鏡	1	14	ドラフトチャンバー	1
6	顕微鏡写真撮影装置	1	15	ラミナーテーブル	1
7	SL写真撮影装置	1	16	薬用保冷库	1
8	完全密閉式包埋装置	2	17	ドライキャビネット	2
9	パラフィン包埋ブロック作成装置	1	18	電子天秤	1

(3) 理化学関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	乾熱滅菌器	1	15	バーチカルシェーカー	1
2	赤外線水分計	1	16	ロータリーエバポレーター	3
3	ホモジナイザー	2	17	マイクロチューブポンプ	1
4	アスピレーター	4	18	冷却水循環装置	3
5	ウォーターバス	3	19	遠心濃縮装置	1
6	電子天秤	2	20	ポータブル残留塩素計	3
7	生化学検査機器 スポットケム	1	21	ヴァックエルートVシステム	1
8	高速液体クロマトグラフ	1	22	ドラフトチャンバー	1
9	恒温振とう培養器	1	23	遠心分離機	2
10	血球分類計算機	1	24	ヘマトクリット遠心機	1
11	インキュベーター	3	25	pH メーター	1
12	フリーザー	2	26	デシケーター	1
13	超音波洗浄機	2	27	電気冷蔵庫	3
14	超音波ピペット洗浄機	1	28	ディープフリーザー	1

2. 北部食肉衛生検査所

(1) 微生物関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	顕微鏡	3	12	自動細菌同定装置	1
2	実体顕微鏡	2	13	高圧蒸気滅菌器	2
3	恒温培養器	6	14	電子天秤	2
4	恒温槽	3	15	混合器	6
5	コロニーカウンター	2	16	真空ポンプ	1
6	遠心分離器	4	17	試料採取・計量器	4
7	クリーンベンチ	1	18	冷凍・冷蔵庫	3
8	ゲル撮影装置	1	19	オートウォッシャー	1
9	トランスイルミネーター	1	20	振とう器	1
10	サーマルサイクラー	2	21	食品検査器	1
11	電気泳動槽	3			

(2) 病理関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	顕微鏡	2	11	薄切器	2
2	ディスカッション顕微鏡	1	12	かくはん機	2
3	蛍光顕微鏡	2	13	換気装置	2
4	顕微鏡写真撮影装置	2	14	臓器写真撮影装置	2
5	顕微鏡用デジタルカメラコントローラー	1	15	マルチディスカッション顕微鏡	1
6	冷光照明システム	1	16	冷蔵庫	1
7	包埋装置	1	17	一眼レフカメラ及びDXフォーマット用レンズ	1
8	パラフィン溶融器	1	18	振とう器	1
9	パラフィンブロック作成装置	1	19	写真用レンズ	1
10	パラフィン伸展器	3			

(3) 理化学関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	血液化学自動分析機	1	8	ホモジナイザー	1
2	遠心分離器	1	9	冷蔵・冷凍庫	3
3	全自動血球計数器	1	10	フリーザー	1
4	恒温培養器	1	11	ピペット洗浄機	1
5	pH計	2	12	超音波洗浄器	1
6	かくはん機	1	13	測定用記録装置	1
7	標準比重計	1			

(4) 共用

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	デジタルカメラ	3	5	砕氷器	1
2	写真機	2	6	フリーザー	1
3	製氷機	1	7	デシケーター	2
4	純水製造装置	1			

第2章 検査事業の概要

I と畜検査業務の概要

1 と畜検査頭数

平成30年度の中央・北部両食検における検査頭数は、339,873頭であった。前年度比で、2.4% (8,122頭) の増加であった。

畜種別では牛2,184頭、馬21頭、豚335,674頭、山羊1,994頭であった。

病畜は805頭(検査頭数の0.24%)で、牛194頭、馬1頭、豚591頭、山羊19頭であった。

2 と畜検査結果に基づく措置

とさつ禁止又は全部廃棄の措置をした頭数は374頭であった。なお、平成29年度より18% (83頭) の減少であった。

(1) とさつ禁止

とさつ禁止頭数は29頭で、牛2頭、豚26頭、山羊1頭であった。主な疾病は、豚では豚丹毒が23頭、熱性諸症が3頭であった。

(2) 全部廃棄

全部廃棄頭数は345頭で、牛10頭、豚334頭、山羊1頭であった。主な疾病は、豚では豚丹毒が169頭、敗血症が66頭、トキソプラズマ症が15頭、サルモネラ症が55頭であった。牛では白血病が8頭であった。山羊では敗血症が1頭であった。

(3) 一部廃棄

一部廃棄実頭数は224,394頭で、牛1,276頭、馬9頭、豚222,103頭、山羊1,006頭であった。

3 と畜場の衛生指導・衛生教育

(1) と畜場の衛生指導

と畜場法第6条及び第9条を適正に実施するために、と畜場及び付属施設の衛生保持や設備改善、維持管理及びと畜解体に係る衛生措置等に関して助言、指導を実施した。

(2) と畜場関係者の衛生教育

と畜場法及び関係法規、人獣共通感染症、と畜場の衛生管理、食肉の衛生管理等について衛生講習会を開催した。

4 と畜検査データの還元

疾病発生予防のため、申請があった生産者等や家畜保健衛生所に検査結果を提供した。

1 と畜検査頭数及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したもの原因

(1) 中央食検

	と畜検査頭数 () は、とさつ頭数	処分内容	処分実頭数	細菌病		原虫病		寄生虫病		その他の疾病								合計		
				豚丹毒	サルモネラ症	トキソプラズマ病	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症又は汚染による汚染	変性又は萎縮		その他	
合計	220,352* (220,312)	禁止	25	19								2	1					3	25	
		全部廃棄	260	118	53	10	3			10	56				2				8	260
		一部廃棄	131,215					5	214						46	10	126,573	1,799	10,477	139,124
牛	2,138* (2,134)	禁止	2									1	1						2	
		全部廃棄	10							1	1								8	10
		一部廃棄	1,234					5	106						12	1	967	155	349	1,595
馬	21 (21)	禁止																	0	
		全部廃棄																		0
		一部廃棄	9						1								8			9
豚	216,990* (216,957)	禁止	22	19														3	22	
		全部廃棄	250	118	53	10	3			9	55				2					250
		一部廃棄	129,413												33	9	125,137	1,640	10,052	136,871
山羊	1,203* (1,200)	禁止	1									1							1	
		全部廃棄																		0
		一部廃棄	559						107						1		461	4	76	649

* 生体検査後に死亡した牛2頭、豚11頭、山羊2頭を含む。

(2) 北部食検

	と畜検査頭数 ()は、とさつ頭数	処分内容	処分実頭数	細菌病		原虫病		寄生虫病		その他の疾病							合計	
				豚丹毒	サルモネラ症	トキソプラズマ病	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	黄疽	尿毒症	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染		変性又は萎縮
合計	119,521 (119,517)	禁止	4	4														4
		全部廃棄	85	51	2	5				11	12			4				85
		一部廃棄	93,179					1	128				19	6	90,647	1,084	9,150	101,035
牛	46 (46)	禁止																0
		全部廃棄																0
		一部廃棄	42					1	29					1	30	6	16	83
豚	118,684 (118,680)	禁止	4	4														4
		全部廃棄	84	51	2	5				11	11			4				84
		一部廃棄	92,690										17	5	90,281	1,067	9,028	100,398
山羊	791 (791)	禁止																0
		全部廃棄	1															1
		一部廃棄	447						99					2	336	11	106	554

2 月別と畜検査頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総計	合計	29,113	28,477	27,915	27,432	30,434	23,979	28,389	29,254	32,159	28,469	26,812	27,440	339,873
	牛	182	160	166	181	223	167	202	230	186	181	174	132	2,184
	馬	2	2	1	1	1	1	1	1	6	2	1	2	21
	豚	28,756	28,168	27,607	27,105	30,042	23,671	28,008	28,831	31,793	28,129	26,468	27,096	335,674
	山羊	173	147	141	145	168	140	178	192	174	157	169	210	1,994
中央食検	合計	18,261	18,521	18,155	17,784	19,897	15,306	18,232	18,917	21,581	18,387	17,317	17,994	220,352
	牛	177	157	162	179	217	165	196	226	181	177	171	130	2,138
	馬	2	2	1	1	1	1	1	1	6	2	1	2	21
	豚	17,987	18,271	17,905	17,519	19,580	15,059	17,926	18,572	21,273	18,107	17,042	17,749	216,990
	山羊	95	91	87	85	99	81	109	118	121	101	103	113	1,203
北部食検	合計	10,852	9,956	9,760	9,648	10,537	8,673	10,157	10,337	10,578	10,082	9,495	9,446	119,521
	牛	5	3	4	2	6	2	6	4	5	4	3	2	46
	豚	10,769	9,897	9,702	9,586	10,462	8,612	10,082	10,259	10,520	10,022	9,426	9,347	118,684
	山羊	78	56	54	60	69	59	69	74	53	56	66	97	791

*北部食検は馬の取り扱いなし

3 月別とさつ禁止頭数

病名		畜種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総計	合計		2	0	1	7	2	0	2	1	6	4	0	4	29
	豚丹毒	豚	2			6			2	1	5	4		3	23
	熱性諸症	豚			1		1							1	3
	黄疸	牛					1								1
	尿毒症	牛				1									1
		山羊									1				1
中央食検	合計		2	0	1	5	2	0	0	1	6	4	0	4	25
	豚丹毒	豚	2			4				1	5	4		3	19
	熱性諸症	豚			1		1							1	3
	黄疸	牛					1								1
	尿毒症	牛				1									1
		山羊									1				1
北部食検	合計					2			2						4
	豚丹毒	豚				2			2						4

4 月別全部廃棄頭数

(1) 中央食検

畜種		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計		17	24	31	22	16	12	16	11	33	21	34	23	260
豚丹毒	豚	5	12		5	5	2	4	3	29	16	23	14	118
(じん麻疹型)					2	1			1	9	1		3	17
(関節炎型)		5	11		3	2	2	4	2	14	14	15	10	82
(心内膜炎型)			1			2				6	1	8	1	19
サルモネラ症	豚	7	9	19	7	4	1	4					2	53
トキソプラズマ病	豚		2		1	1		1	2		1	1	1	10
住肉孢子虫症	豚	1		2										3
膿毒症	牛							1						1
	豚			1					2	2	2	2		9
敗血症(抗酸菌)	豚	1							1				1	3
敗血症	牛											1		1
	豚	2	1	7	9	6	9	4	1	2	1	6	4	52
悪性黒色腫	豚			1					1					2
白血病	牛	1		1				2	1		1	1	1	8

(2) 北部食検

畜種		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計		6	7	2	3	10	9	7	13	11	8	3	6	85
豚丹毒	豚	2	3	1	2	8	7	5	9	6	7	1		51
(じん麻疹型)						1				2				3
(関節炎型)		1	3	1	1	4	6	5	8	2	2			33
(心内膜炎型)		1			1	3	1		1	2	5	1		15
サルモネラ症	豚	2												2
トキソプラズマ病	豚				1		1	1					2	5
膿毒症	豚		2				1	1	1	3	1		2	11
敗血症(抗酸菌)	豚		1											1
敗血症	豚	2				1			2	2		2	1	10
	山羊								1					1
悪性黒色腫	豚		1	1		1							1	4

5 畜種別の一部廃棄数

(1) 中央食検

疾病名	牛	馬	豚	山羊	
呼吸器系	400	2	94,068	203	
肺	SEP型肺炎		35,801	2	
	ヘモフィルス型肺炎		1,199		
	胸膜炎型肺炎	199		21,178	76
	膿瘍型肺炎	26	1	2,457	14
	その他型肺炎	150	1	33,392	111
	肺気腫	25		41	
循環器系	56	0	17,146	35	
心	心外膜炎	47		16,866	29
	心内膜炎	1		2	
	心膿瘍	1		7	
	心筋炎	2			
脾	脾炎			91	1
	脾膿瘍	1		4	
	巨脾症			14	
リンパ	脾うっ血	2		58	1
	躯幹リンパ節膿瘍			84	
内臓リンパ節膿瘍	2		20	4	
消化器系	768	8	64,444	302	
胃	胃炎	21		22	21
	小腸炎	19		849	104
腸	大腸炎	42		7,282	71
	出血性大腸炎			1,068	
	腹膜炎	3		4,991	1
	腹腔膿瘍	2		37	1
	腸気泡症			19	
	P I A症候群			34	
脾	脾水腫	1		30	1
肝	間質性肝炎			13,752	2
	包膜炎型肝炎	133	5	14,285	37
	膿瘍型肝炎	69		83	9
	肝硬変型肝炎	3		87	
	胆管炎型肝炎	13			
	寄生虫性肝炎			10,653	
	その他の肝炎	226	3	8,652	52
	鋸屑肝	28			
	肝富脈斑	98			
	着色肝	34		1,476	1
	混濁肝			999	
肝出血	76		125	2	
その他	107	0	152	1	
抗酸菌症	リンパ節限局型			151	
	その他型			1	
脂肪壊死	107			1	

疾病名	牛	馬	豚	山羊		
泌尿生殖器系	387	0	5,521	133		
腎	出血型腎炎	6		140	1	
	膿瘍型腎炎			19		
	硬化型腎炎			40		
	ターキエック型腎炎			68		
	腎盂炎型腎炎			13		
	その他型腎炎	317		1,268	100	
	腎盂拡張	1		316	1	
	萎縮腎			124		
	嚢胞腎	59		3,241	5	
	腎結石				4	
腎梗塞	3		292	18		
子宮	子宮蓄膿症	1			1	
乳房	乳房炎				3	
運動器	176	0	8,747	93		
耳	耳介異常			2,604	1	
	筋	筋肉膿瘍	9		596	18
		外傷性筋出血	39		144	4
		筋肉変性	20		2	2
		筋肉水腫	11		3	
		頭部膿瘍	1		2	
		メラノーシス			38	
		横隔膜炎	38			22
	横隔膜膿瘍	39			3	
	骨	骨膿瘍	1		72	2
		関節炎			483	3
		骨折	2		123	5
	脱臼	1				
皮膚	皮下出血	13		1,854	4	
	皮下膿瘍	2		2,812	29	
	皮膚炎			14		
寄生虫病・原虫病	112	1	0	110		
腫瘍	肝蛭症	5				
	脾蛭症	106	1		102	
	毛包虫症				3	
	その他寄生虫症	1			5	
腫瘍	0	0	9	0		
腫瘍	黒色腫			2		
	腎芽腫			6		
	その他			1		

	牛	馬	豚	山羊
合計	2,006	11	190,087	877
(実頭数)	1,234	9	129,413	559

(2) 北部食検

疾病名	牛	豚	山羊		
呼吸器系	11	45,908	150		
肺	SEP型肺炎	20,408			
	ヘモフィルス型肺炎	337			
	胸膜炎型肺炎	9	17,222	54	
	膿瘍型肺炎		563	6	
	その他型肺炎	2	7,377	90	
	肺気腫		1		
循環器系	1	9,955	37		
心	心外膜炎	9,896	33		
	心膿瘍	1			
	心筋炎		1		
脾	脾炎	1	22	1	
	脾膿瘍		2	1	
	巨脾症		5		
	脾うっ血		16		
リンパ	内臓リンパ節膿瘍		13	1	
消化器系	41	101,689	175		
胃	胃炎	2	20	3	
	小腸炎	9	837	31	
腸	大腸炎	11	25,002	25	
	出血性大腸炎		357		
	腹膜炎	1	14,465	1	
	腹腔膿瘍		17	1	
	腸気泡症		16		
	P I A症候群		2		
	膵	膵水腫		16	
		間質性肝炎	1	27,576	7
肝	包膜炎型肝炎	4	7,657	34	
	膿瘍型肝炎	2	16	8	
	肝硬変型肝炎		100		
	胆管炎型肝炎	1			
	寄生虫性肝炎		14,512		
	その他の肝炎	3	9,699	50	
	胆石症			1	
	肝富脈斑	5		1	
	着色肝		912	7	
	混濁肝		283		
	肝出血	2	202	6	
	その他	4	33	2	
	抗酸菌症	リンパ節限局型		33	
	脂肪壊死	4		2	

疾病名	牛	豚	山羊	
泌尿生殖器系	15	17,599	119	
腎	出血型腎炎		141	2
	膿瘍型腎炎		25	1
	硬化型腎炎		103	
	ターネエック型腎炎		20	
	腎盂炎型腎炎		5	
	その他型腎炎	3	9,931	91
	腎盂拡張		179	1
	萎縮腎		81	
	嚢胞腎	4	6,773	4
	腎結石			2
	腎梗塞	4	341	11
子宮	子宮蓄膿症	3		1
	卵巣嚢腫	1		4
乳房	乳房炎			2
運動器	3	3,829	43	
耳	耳介異常		1,776	
	筋肉膿瘍		615	13
筋	外傷性筋出血		58	
	筋肉変性	2	17	2
	筋肉水腫		1	2
	頭部膿瘍		1	
	メラノーシス		59	
	横隔膜炎	1		7
	骨	骨膿瘍		72
関節炎			76	2
骨折			57	
皮膚	皮下出血		200	2
	皮下膿瘍		897	10
	皮膚炎			5
寄生虫病・原虫病	30	0	158	
	肝蛭症	1		
	膵蛭症	29		97
	その他			2
	毛包虫症			59
腫瘍	1	5	0	
	腎芽腫		4	
	黒色腫		1	
	その他	1		

	牛	豚	山羊
合計	106	179,018	684
(実頭数)	42	92,690	447

6 病畜の疾病内訳

(1) 中央食検

区分	病名	畜種					計	
		牛			馬	豚		山羊
		和牛	乳牛	その他				
	合計	54	135	3	1	304	18	515
呼吸器系	肺炎	2						2
	創傷性心嚢炎	1						1
消化器系	第四胃変位		1					1
泌尿器 生殖器	尿石症	1						1
	子宮捻転		2					2
	子宮脱	1				1		2
	膣脱	1				1		2
	乳房炎		5			1	2	8
神経系	腰痠	1						1
	神経麻痺	2	4					6
運動器系	関節周囲炎	1						1
	関節炎	5	26	1				32
	脱臼	2	20		1			23
	亜脱臼	1	1					2
	起立困難	1	1			96	5	103
	起立不能	2	1			187	6	196
	産後起立不能	1	1				2	4
	跛行					2		2
	挫創・挫傷	1						1
	褥瘡		1					1
	筋炎	2	5					7
	筋断裂	16	61	1				78
	蹄病		2					2
	骨折	6	1				3	10
全身性	産褥熱		1					1
その他	ヘルニア			1		1		2
	膿瘍					10		10
	フレグモーネ	1						1
	老衰	2						2
	発育不良					1		1
	脂肪壊死	2						2
	皮膚炎		2					2
	切創	1						1
その他	1				4		5	

(2) 北部食検

区分	病名	畜種			計	
		牛		豚		山羊
		和牛	乳牛			
	合計	1	1	287	1	290
消化器系	脱肛			2		2
生殖器系	膣脱			1		1
運動器系	関節炎			12		12
	脱臼			1		1
	起立困難			21		21
	起立不能			98	1	99
	跛行			34		34
	挫創・挫傷			1		1
	筋断裂	1				1
	蹄病		1			1
その他	骨折			9		9
	膿瘍			98		98
	尾咬傷			2		2
	皮膚炎			1		1
	その他			7		7

7 と畜検査頭数の推移

		平成									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総計	合計	355,144	367,017	353,774	351,619	333,666	311,858	312,963	317,637	331,751	339,873
	牛	2,583	2,595	2,231	2,295	2,700	2,324	1,936	1,958	2,103	2,184
	とく	4	1			1	1	2	1	1	
	馬	49	48	46	50	46	34	20	25	21	21
	豚	351,828	363,660	350,660	347,903	329,403	308,057	309,684	314,243	328,008	335,674
	山羊	677	713	837	1,369	1,516	1,441	1,320	1,410	1,616	1,994
	めん羊	3			2		1	1		2	
中央食検	合計	226,648	242,264	231,691	230,367	220,265	208,283	198,976	201,480	210,242	220,352
	牛	2,442	2,446	2,104	2,190	2,602	2,248	1,888	1,921	2,059	2,138
	とく	4	1			1	1	2	1	1	
	馬	49	48	46	50	46	34	20	25	21	21
	豚	224,153	239,769	229,357	227,431	216,824	205,277	196,287	198,710	207,281	216,990
	山羊			184	696	792	722	779	823	878	1,203
	めん羊						1			2	
北部食検	合計	128,496	124,753	122,083	121,252	113,401	103,575	113,987	116,157	121,509	119,521
	牛	141	149	127	105	98	76	48	37	44	46
	とく										
	豚	127,675	123,891	121,303	120,472	112,579	102,780	113,397	115,533	120,727	118,684
	山羊	677	713	653	673	724	719	541	587	738	791
	めん羊	3			2			1			

8 とさつ禁止頭数の推移（中央食検と北部食検の合計）

		平成									
畜種		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
疾病名	牛	3	6	3	5			2	2	2	2
	馬								1		
	豚	30	15	15	20	7	13	25	11	33	26
	山羊				1		1	1		3	1
	豚丹毒	豚	25	11	11	16	7	9	24	6	27
熱性諸症	牛	2			1			1			
	豚	4	3	1	1		4	1	5	5	3
	山羊						1	1		2	
黄疸	牛	1	1	2	1				2	2	1
	馬								1		
尿毒症	牛		5	1	3			1			1
	山羊				1					1	1
膿毒症	豚	1	1	3	3					1	

9 全部廃棄頭数の推移（中央食検と北部食検の合計）

疾病名	畜種	平成										
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
疾病名	牛	21	15	7	13	12	12	16	13	15	10	
	豚	434	323	345	390	311	312	346	251	402	334	
	山羊		2		2	1	1		2	2	1	
	馬			1								
豚丹毒	豚	172	48	82	97	75	72	76	25	192	169	
サルモネラ症	豚	85	106	109	155	133	142	93	72	52	55	
トキソプラズマ病	豚	82	88	82	73	40	50	95	48	57	15	
住肉胞子虫症	豚	17	11	12	5	5	6	7	7	7	3	
膿毒症	牛	1	1	2		1					1	
	豚	33	15	20	9	5	6	7	2	8	20	
	山羊				1				1	2		
敗血症	牛	4	5	2	3	4		2	3	3	1	
	豚	25	17	18	37	40	20	59	84	71	66	
	山羊				1						1	
尿毒症	牛		1				1					
	豚				1			1		1		
黄疸	牛	1										
	豚	1	3		1	2	3	2	1	6		
	山羊						1					
水腫	牛	1	1									
	豚			1			1					
	山羊		1						1			
腫瘍	牛	12	7	3	1			1				
	豚	12	3		1		1		4			
変性	牛	1										
	馬			1								
	豚	6	4	6	6	1	3	4	5			
	山羊		1			1						
悪性黒色腫	豚		23	8	4	6	6	2		5	6	
白血病	牛	1			9	7	11	13	10	12	8	
	豚	1	3	5	1	4	2		3	3		
中毒諸症	豚		2	2								

10 と畜場別の開場日数及び検査延べ人員

検査延べ人員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
		607	596	572	567	626	485	550	563	556	531	477	522	6,652
沖縄県 食肉センター	開場日数	21	20	23	21	24	18	21	22	22	20	18	20	250
	検査員数	382	389	366	366	413	318	349	368	361	350	306	339	4,307
名護市 食肉センター	開場日数	21	21	21	21	23	18	22	21	21	20	19	20	248
	検査員数	225	207	206	201	213	167	201	195	195	181	171	183	2,345

11 と畜場の衛生講習会

開催月日		対 象	人数	内 容
沖縄県食肉 センター	8月8日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県食肉センター ・協進食品 ・沖縄化製工業 ・友愛ミート ・マルト食品 	98名	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒について ・手洗いについて
名護市食肉 センター	9月5日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県北部食肉協業組合 ・北部食肉処理組合 ・沖縄化製工業 ・琉球協同飼料 ・トン豚フーズ ・金城食肉加工 	57名	<ul style="list-style-type: none"> ・「衛生・管理」と「これからの衛生管理」について～HACCPによる衛生管理～ ・動物由来感染症と食中毒について

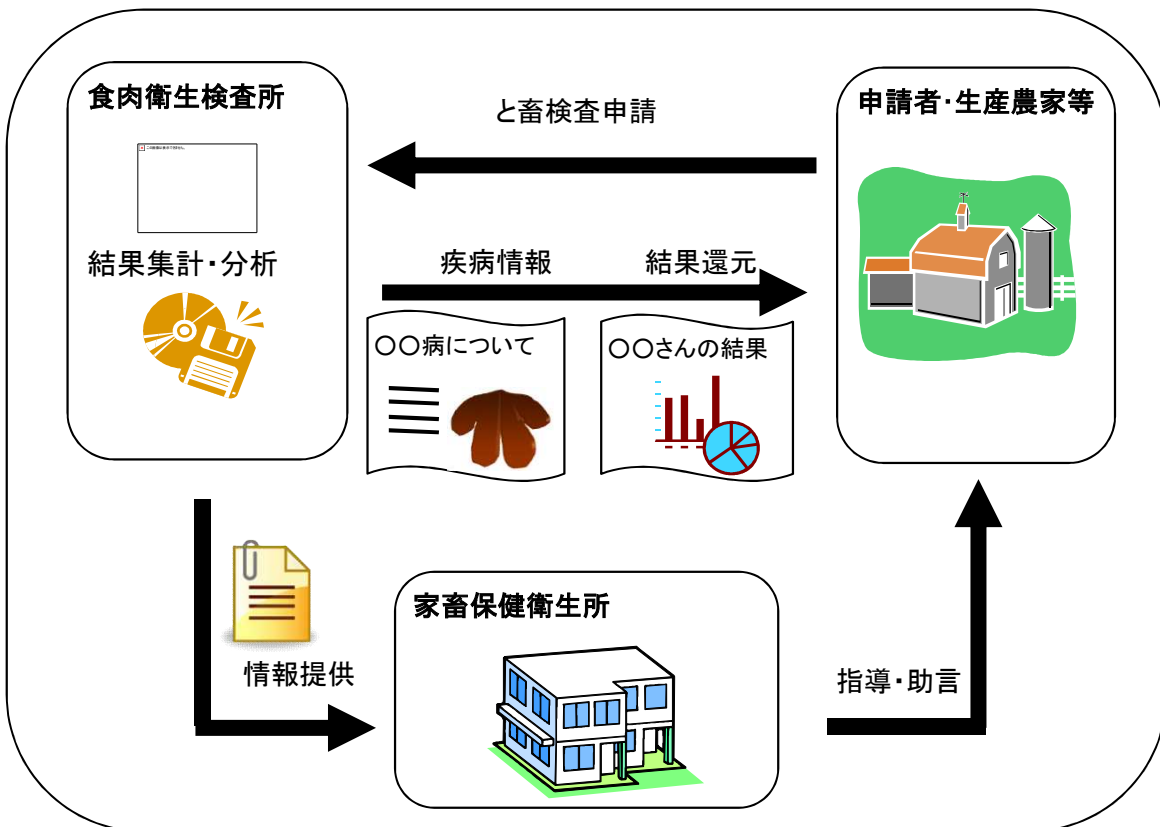
12 と畜場の衛生監視、指導

内 容		実 施 状 況
沖縄県食肉 センター	場内監視	毎日
	衛生チェック	年12回
	衛生合同会議	年12回
名護市食肉 センター	場内監視	毎日
	衛生チェック	年6回
	衛生合同会議	年6回

1.3 と畜検査データの還元

検査結果に基づき疾病の発生状況などを整理・分析し、申請者等からの申請に基づきデータを還元している。生産現場での食肉検査データの活用により、生産性の向上及びより健康な家畜の生産を支援することを目的としている。

内 容		対 象	件 数
中央食検	と畜検査結果	生産者	1
	届出伝染病発生状況報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	疾病発生状況報告（届出以外）	畜産課、家畜保健衛生所等	36
	内臓廃棄明細	沖縄県食肉センター	247
疾病明細	(株)那覇ミート	24	
北部食検	と畜検査結果	生産者	46
	届出伝染病発生状況報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	疾病発生状況報告（届出以外）	北部家畜保健衛生所	12
内臓廃棄明細	北部食肉協業組合	248	



II 食鳥検査業務の概要

1 検査羽数

平成30年度の中央・北部両食検における食鳥検査羽数は、4,130,794羽であった。

前年度比で、3.6%(144,532羽)の増加であった。

種類別では、ブロイラー3,560,866羽、成鶏569,928羽であった。

処理場別では、沖縄食鶏1,715,409羽、中央食品1,845,457羽、食鳥流通センター569,928羽であった。

2 食鳥検査結果に基づく措置

ブロイラーでは、とさつ・内臓摘出禁止が20,352羽(検査羽数の0.6%)、全部廃棄が22,560羽(0.6%)、一部廃棄が62,875羽(1.8%)であった。

成鶏では、とさつ・内臓摘出禁止が80,381羽(14.1%)、全部廃棄が9,526羽(1.7%)、一部廃棄が34,388羽(6.0%)であった。

3 施設数

食鳥処理場(年間処理羽数30万羽超)は、中央食検管轄が2施設、北部食検管轄が1施設で、認定小規模食鳥処理場(年間処理羽数30万羽以下)は、中央食検管轄が4施設、北部食検管轄が11施設(休止届6施設含む)である。

4 細菌汚染調査

食鳥と体等について拭き取り検査を実施した。

検査項目は一般細菌数、大腸菌群数である。

5 食鳥処理場の衛生指導及び衛生教育

食鳥処理場および認定小規模食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者及び作業従事者に対し、食鳥肉の衛生管理を徹底するための衛生指導及び教育を行った。

1 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したもの の原因

(1) ブロイラー

検査羽数		沖縄食鶏			中央食品			合計			
		1,715,409			1,845,457			3,560,866			
処分実羽数		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	
疾病別 羽数	ウイルス	鶏痘									
		伝染性気管支炎									
		伝染性喉頭気管炎									
		ニューカッスル病									
		鶏白血病									
		封入体肝炎									
		マレック病		1,627		46	42		46	1,669	
	その他										
	細菌	大腸菌症		5,105			3,128			8,233	
		伝染性コリリザ									
		サルモネラ症									
		ブドウ球菌症		5			123			128	
		その他									
	その他 の 疾病	膿毒症		1						1	
		敗血症		86			93			179	
		真菌症									
		原虫病									
		寄生虫病									
		変性	3,536	257	2	179	73	5,638	3,715	330	5,640
		尿酸塩沈着症									
		水腫					1			1	
		腹水症	190	40		9,694	1,306		9,884	1,346	
		出血		477	3,130	179	159	1,159	179	636	4,289
		炎症	766	3,836	8,479	675	3,137	44,077	1,441	6,973	52,556
		萎縮									
		腫瘍		2	26		4	2		6	28
		異常体温									
		黄疸									
	外傷		132	362	89			89	132	362	
	中毒諸症										
	削瘦及び発育不良	1,550	2,444		1,402	228		2,952	2,672		
	放血不良	1,304	149		556	46		1,860	195		
湯漬過度	113	53		73			186	53			
その他		6						6			
計		7,459	14,220	11,999	12,893	8,340	50,876	20,352	22,560	62,875	

(2) 成鶏

検査羽数		食鳥流通センター			合計			
		569,928			569,928			
処分実羽数		禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	
疾病別羽数	ウイルス	鶏痘						
		伝染性気管支炎						
		伝染性喉頭気管炎						
		ニューカッスル病						
		鶏白血病		4			4	
		封入体肝炎						
		マレック病		20			20	
	その他							
	細菌	大腸菌症		31			31	
		伝染性コリーザ						
		サルモネラ症						
		ブドウ球菌症						
		その他						
	その他の疾病	膿毒症						
		敗血症						
		真菌症						
		原虫病						
		寄生虫病						
		変性		6	2,822		6	2,822
		尿酸塩沈着症						
		水腫			3			3
		腹水症	11,716	168		11,716	168	
		出血		204	14,571		204	14,571
		炎症	75	5,968	16,376	75	5,968	16,376
		萎縮						
		腫瘍		2,863	616		2,863	616
		異常体温						
		黄疸						
		外傷	23,047	14		23,047	14	
		中毒諸症						
削瘦及び発育不良		43,772	248		43,772	248		
放血不良		1,771			1,771			
湯漬過度								
その他								
計		80,381	9,526	34,388	80,381	9,526	34,388	

2 月別検査羽数及び廃棄羽数

月	沖縄食鶏		中央食品		食鳥流通センター		合 計	
	検査羽数	禁止・ 全部廃棄数 (廃棄率%)	検査羽数	禁止・ 全部廃棄数 (廃棄率%)	検査羽数	禁止・ 全部廃棄数 (廃棄率%)	検査羽数	禁止・ 全部廃棄数 (廃棄率%)
4	139,301	2,107 (1.51)	151,341	2,076 (1.37)	44,673	6,263 (14.02)	335,315	10,446 (3.12)
5	140,821	2,122 (1.51)	149,514	1,683 (1.13)	50,089	8,979 (17.93)	340,424	12,784 (3.76)
6	141,843	2224 (1.57)	163,165	1,552 (0.95)	50,925	6,533 (12.83)	355,933	10,309 (2.90)
7	139,140	1,380 (0.99)	162,473	1,571 (0.97)	48,679	12,393 (25.46)	350,292	15,344 (4.38)
8	143,984	1,919 (1.33)	156,524	3,085 (1.97)	48,857	8,382 (17.16)	349,365	13,386 (3.83)
9	127,324	814 (0.64)	135,689	1,367 (1.01)	42,896	7,095 (16.54)	305,909	9,276 (3.03)
10	140,457	1,544 (1.10)	139,308	1,123 (0.81)	46,645	11,636 (24.95)	326,410	14,303 (4.38)
11	154,029	1,174 (0.76)	160,111	1,325 (0.83)	44,455	5,773 (12.99)	358,595	8,272 (2.31)
12	161,639	1967 (1.22)	163,436	1,537 (0.94)	43,594	4,399 (10.09)	368,669	7,903 (2.14)
1	140,869	2,372 (1.68)	146,781	1,694 (1.15)	47,934	4,760 (9.93)	335,584	8,826 (2.63)
2	135,441	1,757 (1.30)	153,490	1,671 (1.09)	44,605	5,943 (13.32)	333,536	9,371 (2.81)
3	150,561	2,299 (1.53)	163,625	2,549 (1.56)	56,576	7,751 (13.70)	370,762	12,599 (3.40)
合計	1,715,409	21,679 (1.26)	1,845,457	21,233 (1.15)	569,928	89,907 (15.78)	4,130,794	132,819 (3.22)

3 食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）

		沖縄食鶏 (ブロイラー)	中央食品 (ブロイラー)	食鳥流通センター (成鶏)	合 計
検査羽数		1,715,409	1,845,457	569,928	4,130,794
処分実羽数		33,678	72,109	124,295	230,082
内 訳	禁 止	7,459	12,893	80,381	100,733
	全部廃棄	14,220	8,340	9,526	32,086
	一部廃棄	11,999	50,876	34,388	97,263

4 食鳥処理場の現状

		沖縄食鶏	中央食品	食鳥流通センター	合 計
検査 羽 数	ブロイラー	1,715,409	1,845,457		3,560,866
	成鶏			569,928	569,928
	計	1,715,409	1,845,457	569,928	4,130,794
開場日数		258	261	281	800
一日処理能力		12,000	8,000	3,000	23,000
月平均処理羽数		142,951	153,788	47,494	344,233
延べ検査員数		524	535	570	1,629
一日当たり検査員数		2	2	2	6
一日当たり検査羽数		6,649	7,071	2,028	15,748

5 食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沖縄 食鶏	検査員数	44	46	44	44	44	40	42	44	46	42	40	48	524
	開場日数	21	22	22	22	22	20	21	22	23	21	20	22	258
中央 食品	検査員数	46	42	48	50	49	40	42	44	46	40	42	46	535
	開場日数	21	21	23	23	23	20	21	22	23	20	21	23	261
食鳥流通 センター	検査員数	49	50	52	50	50	43	44	46	44	46	44	52	570
	開場日数	23	25	26	24	25	21	22	23	22	23	22	25	281

6 10年間の食鳥検査羽数（沖縄県全体と同一）

処理場名	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
沖縄食鶏	ブロイラー	1,835,016	1,788,971	1,822,916	1,788,576	1,756,989	1,766,510	1,682,104	1,619,022	1,623,382	1,715,409
中央食品	ブロイラー	1,367,371	1,332,732	1,373,965	1,243,912	1,455,163	1,680,800	1,834,816	1,804,989	1,874,569	1,845,457
食鳥流通 センター	成 鶏	464,850	526,760	503,898	590,083	511,145	524,837	524,741	535,100	48,831	569,928
	あひる	5									
年 計		3,667,242	3,648,463	3,700,779	3,622,571	3,723,297	3,972,147	4,041,661	3,959,111	3,546,782	4,130,794

7 認定小規模食鳥処理場

(1) 処理場数 (とさつ一貫処理)

	処理施設実数	鶏 処理施設	あひる 処理施設	七面鳥 処理施設
中央食検	4	4	1	0
北部食検	11 (6)	10 (5)	9 (6)	3 (2)
合 計	15 (6)	14 (5)	10 (6)	3 (2)

()は休止中の処理施設数で内数。

年度中に廃止した施設も処理施設数に含む。

(2) 確認(処理)状況

ア) 中央食検管内

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
確認羽数													
成鶏	228	216	136	254	131	197	330	160	236	174	142	154	2358
ブロイラー	0	0	448	0	0	152	0	250	0	0	0	0	850
あひる	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
禁止・全 部廃棄数 (廃棄率%)													
成鶏	3 (1.3)	4 (1.9)	3 (2.2)	4 (1.6)	3 (2.3)	4 (2.0)	6 (1.8)	3 (1.9)	3 (1.3)	4 (2.3)	4 (2.8)	2 (1.3)	43 (1.8)
ブロイラー	-	-	0 (0)	-	-	3 (2.0)	-	0 (0)	-	-	-	-	3 (0.4)
あひる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 (0)

イ) 北部食検管内

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
確認羽数													
成鶏	4,910	2,400	2,787	4,070	1,740	5,380	1,700	3,700	3,580	1,700	3,765	3,691	39,423
あひる	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七面鳥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
禁止・全 部廃棄数 (廃棄率%)													
成鶏	170 (3.5)	51 (2.1)	52 (1.9)	108 (2.7)	0 (0)	232 (4.3)	0 (0)	121 (3.3)	118 (3.3)	0 (0)	94 (2.5)	101 (2.7)	1,047 (2.7)
あひる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 (0)
七面鳥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 (0)

(3) 処理場別の年間処理羽数

所管		名 称	成鶏	ブロイラー	あひる	七面鳥	計
中央食検	1	上原養鶏場	2,358				2,358
	2	中川牧場食鳥					0
	3	沖縄県立南部農林高等学校		350			350
	4	沖縄県立中部農林高等学校		500			500
北部食検	1	徳安食品*					0
	2	安室養鶏場ヤンバル農場	9,925				9,925
	3	瀬宮食鳥処理センター	18,586				18,586
	4	安村食肉販売店*					0
	5	アガリエ*					0
	6	名嘉食品*					0
	7	食鳥処理センター松林*					0
	8	農業生産法人(有)乙羽ファーム					0
	9	有限会社國場電工*					0
	10	玉城食鳥販売	10,800				10,800
	11	沖縄県立北部農林高等学校	112				112
総 計 (15施設)			41,781	850	0	0	42,631

* 休止中(平成30年度中の休止を含む)及び平成30年度中の廃止を含む

8 食鳥処理場の衛生講習会

処理場名	開催月日	対 象 者	人数	内 容
沖縄食鶏	9月13日	食鳥処理衛生管理者及び作業従事者	58	食中毒の予防と衛生的な作業について
中央食品	8月9日	食鳥処理作業従事者	95	食中毒菌と食鳥処理
食鳥流通センター	8月21日	食鳥処理衛生管理者及び作業従事者	14	食中毒予防3原則と衛生的な食鳥処理作業

9 食鳥処理場の衛生監視・指導

	立入検査処理場数	立入検査件数
中央食検	6	14
北部食検	6	9

Ⅲ 精密検査業務の概要

1 保留に係る精密検査業務

平成30年度は、中央食検・北部食検あわせて567件（牛11件、豚555件、山羊1件）の保留検査を実施し、その結果牛10頭、豚334頭、山羊1頭が全部廃棄となった。

（1）中央食検

畜種	病類	保留検査件数	肉眼検査	精密検査内容			検査結果		
				微生物	病理・寄生虫	理化学	全部廃棄	合格	
牛	膿毒症	1	1				1		
	敗血症	1		1			1		
	白血病	8			8		8		
	その他の悪性腫瘍	1			1			1	
	小計	11	1	1	9		10	1	
豚	豚丹毒	じん麻疹型	19		19			17	2
		関節炎型	134		134			82	52
		心内膜炎型	19		19			19	
	サルモネラ症	107		107			53	54	
	トキソプラズマ病	14			14		10	4	
	住肉胞子虫症	4	4				3	1	
	膿毒症	10	10				9	1	
	敗血症	抗酸菌	6			6		3	3
		その他の細菌	63		63			52	11
	黄疸	1				1		1	
	悪性黒色腫	2			2		2		
	小計	379	14	342	22	1	250	129	
	計	390	15	343	31	1	260	130	

* 1頭の獣畜が複数の病類で保留となることがあるため、「保留検査件数＝保留実頭数」とはならない。

(2) 北部食検

畜種	病類		保留 検査 件数	肉眼 検査	精密検査内容			検査結果	
					微生物	病理 ・ 寄生虫	理化学	全部 廃棄	合格
豚	豚丹毒	じん麻疹型	4	2	2			3	1
		関節炎型	70	9	61			33	37
		心内膜炎型	15		15			15	
	サルモネラ症		19	6	13			2	17
	トキソプラズマ病		14	3		11		5	9
	住肉胞子虫症		2	2					2
	膿毒症		13	13				11	2
	敗血症	抗酸菌	3	1		2		1	2
		その他の細菌	28	4	24			10	18
	尿毒症		1	1					1
	黄疸		1	1					1
	悪性黒色腫		6	2		4		4	2
	小計		176	44	115	17		84	92
山羊	敗血症		1		1			1	
	小計		1		1			1	
計			177	44	116	17		85	92

* 1頭の獣畜が複数の病類で保留となることがあるため、「保留検査件数=保留実頭数」とはならない。

2 伝達性海綿状脳症（T S E）検査業務

県内全てのと畜場におけるT S Eスクリーニング検査を中央食検で行った。

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、平成29年4月1日から、生後24ヶ月齢以上の牛で、生体検査において異常を認めた場合を除き、スクリーニング検査が廃止となった。

また、山羊及びめん羊については、平成28年6月1日から、生体検査に異常を認めた場合を除き、スクリーニング検査が廃止となった。

平成30年度は牛1頭、山羊及びめん羊8頭の検査を実施し、結果はすべて陰性であった。

(1) 牛 検査頭数（と畜月で集計）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央食検	沖縄県食肉センター													
北部食検	名護市食肉センター													
南部保健所	久米島と畜場													
宮古保健所	(株)宮古食肉センター													
八重山保健所	(株)八重山食肉センター	1												1
	与那国町食肉処理場													
計		1												1

(2) 山羊及びめん羊 検査頭数（と畜月で集計）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央食検	沖縄県食肉センター		1	1		1	1		1			1	2	8
北部食検	名護市食肉センター													
南部保健所	久米島と畜場													
宮古保健所	(株)宮古食肉センター													
八重山保健所	(株)八重山食肉センター													
	与那国町食肉処理場													
計			1	1		1	1		1			1	2	8

3 微生物検査業務

細菌性疾病の疑いのある保留獣畜について細菌学的検査を行った。食肉等の衛生的処理の確認検査として、施設や枝肉・と体の拭き取り検査を行った。

また、牛解体処理工程において脳・脊髄が適切に洗浄・除去されているか確認するために、中枢神経系の細胞マーカーであるグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量測定を行った。

（1）保留獣畜の精密検査件数

畜種	病類		中央食検			北部食検		
			検査件数	培養検査	PCR検査	検査件数	培養検査	PCR検査
牛	敗血症		1	1	1			
豚	豚丹毒	じん麻疹型	19	19		4	2	
		関節炎型	134	134		70	61	
		心内膜炎型	19	19	19	15	15	
	サルモネラ症		107	107	53	18	13	2
	敗血症		63	63	43	28	24	
山羊	敗血症					1	1	
計			343	343	116	136	116	2

* 1頭の獣畜が複数の病類で保留となる例があった。

（2）拭き取り検査

ア) 施設・処理工程（調査ポイント数）

	食鳥流通センター	計
中央食検	5	5

イ) 枝肉・と体（検体数）

	牛	豚	山羊	鶏 (成鶏)	計
中央食検	24	40	16	24	104
北部食検	14	40	16		70

(3) 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査

下記のと畜場のGFAP検査を中央食検で実施した。

施設 検査部位	管轄	中央食検	北部食検	宮古保健所	八重山保健所	計
		沖縄県 食肉センター	名護市 食肉センター	(株)宮古 食肉センター	(株)八重山 食肉センター	
頸部周囲		24	11	16	24	75
外側腹部		24	11	16	24	75

(4) 検査技術の検証

検査の信頼性を確保するため、既知の微生物を含む試験品から当該微生物を検出、分離、同定する技術の検証を行った。

「平成30年度第1回食品衛生検査施設における精度管理」(平成30年8、9月実施)
 検査項目(定性試験): 大腸菌群、黄色ブドウ球菌、E. coli、サルモネラ属菌
 試料: 模擬食材

「平成30年度第2回食品衛生検査施設における精度管理」(平成31年2月実施)
 検査項目: 細菌数、大腸菌群
 試料: 牛乳

4 病理・寄生虫検査業務

と畜検査及び食鳥検査で病理検査が必要とされた獣畜・食鳥について検査を行った。

(1) 保留獣畜の精密検査頭数

豚のトキソプラズマ病は、リンパ節病変部位のスタンプ標本をアクリジンオレンジ蛍光染色し、タキゾイトの検出を行った。住肉孢子虫症は、筋肉内の石灰化した虫体の肉眼検索を行った。抗酸菌症、腫瘍等については病理組織学的検査を行った。

畜種	病類	検査頭数	
		中央食検	北部食検
牛	白血病	8	
	その他の悪性腫瘍	1	
豚	トキソプラズマ病	14	11
	住肉孢子虫症	4	2
	敗血症（抗酸菌）	6	2
	悪性黒色腫	2	4
計		35	19

(2) 病理組織学的検査

保留検体を含め、中央食検115検体、北部食検60検体の検査を行った。

畜種 種類	中央食検					北部食検				
	炎症	腫瘍	変性	その他	計	炎症	腫瘍	変性	その他	計
牛	11	9	2		22		1		1	2
馬	1				1					
豚	64	3	8	3	78	15	9	3	14	41
山羊			2	1	3	3			3	6
ブロイラー						6	2	2	1	11
成鶏	2	8		1	11					
計	78	20	12	5	115	24	12	5	19	60

ア) 中央食検

畜種 種類	区分	診断名	件数
牛 22	炎症 11	疣贅性心内膜炎	1
		間質性肝炎	4
		肝巣状壊死	3
		総胆管炎	1
		胆管肝炎	1
		類脂質肺炎	1
	腫瘍 9	リンパ腫 (牛白血病)	8
		心血管平滑筋腫	1
	変性 2	心内膜症 (粘液腫瘍変性)	1
		胆嚢結石	1
馬1	炎症1	肝砂粒症	1
豚 78	炎症 64	疣贅性心内膜炎	2
		SEP	2
		間質性肺炎	1
		気管支肺炎	1
		肺炎	1
		化膿性肉芽腫性皮膚炎	1
		間質性肝炎	12
		肝炎	1
		肝巣状壊死	13
		寄生虫性肝炎	1
		好酸球性間質性肝炎	2
		肉芽腫性炎	14
		肝包膜炎	1
		腎炎	1
		腎膿瘍	1
		間質性腎炎	1
		脾L yの反応性過形成	1
		化膿性L y炎	4
		急性単純性リンパ節炎	1
		脾の巣状壊死	1
繊維形成性脾炎	1		
D I C	1		

畜種 種類	区分	診断名	件数
豚 78	腫瘍 3	悪性黒色腫	2
		腎瀰漫性小細胞性リンパ腫	1
	変性 8	疣贅性心内膜症	1
		脂肪変性	1
		僧帽弁粘液腫様変性	1
		胆嚢結石	1
		腎梗塞	2
		出血型腎梗塞	1
		鬱血型腎梗塞	1
	その他 3	肝臓の過形成	1
		精巣 異所形成	1
		放血不良	1
	山羊 3	変性 2	滑膜囊腫
脂肪変性			1
その他 1		膝蛭	1
成鶏 11	炎症 2	肝線維症	1
		活動性肝炎	1
	腫瘍 8	マレック病	4
		骨髓性白血病	4
	その他1	ロイコチトゾーン感染症	1

イ) 北部食検

畜種 種類	区分	診断名	件数	
牛 2	腫瘍1	顆粒膜細胞腫	1	
	その他1	肝蛭症	1	
豚 41	炎症 15	疣贅性心内膜炎	2	
		好酸球性心筋炎	1	
		巣状性壊死性肝炎	3	
		肉芽腫性炎を伴う巣状性壊死性肝炎	1	
		肉芽腫性肝炎（抗酸菌症）	1	
		好酸球性間質性肝炎	1	
		小葉中心性肝線維症	2	
		巣状性壊死性リンパ節炎	3	
		線維索性リンパ節炎	1	
		腫瘍 9	悪性黒色腫	4
			メラノーシス	2
			充実性顆粒細胞型腎癌	1
			腎の濾胞性リンパ腫	1
			肝表面の脂肪分離腫	1
		変性 3	肝のグリコーゲン変性	1
	肝細胞変性		1	
	尿細管変性		1	
	その他 14	限局性心筋線維化	1	
		僧帽弁の結節性肥厚	2	
		び慢性肝線維症	1	
		肝の結節性増生	1	
		肝小葉間静脈拡張	1	
		ヘモジデリン沈着を伴う筋萎縮	1	
		正常組織（骨格筋、胃、小腸、大腸、卵巣、胎児）	7	

畜種 種類	区分	診断名	件数
山羊 6	炎症 3	巣状性壊死性肝炎	1
		好酸球性壊死性肝炎	1
		乳房炎	1
	その他 3	精巣萎縮	1
		正常組織（卵巣、胎児）	2
ブ ロ イ ラー 11	炎症 6	巣状性壊死性肝炎	1
		壊死性脾炎	1
		筋胃のびらんおよび潰瘍	1
		癒着性腹膜炎	1
		壊死性腸炎	1
		出血性皮膚炎	1
	腫瘍2	細網内皮症	2
	変性 2	深胸筋変性症	1
		肝の脂肪変性	1
	その他1	正常組織（骨髄）	1

5 理化学検査業務

畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査（厚生労働省通知モニタリング検査）や食肉の残留抗菌性物質モニタリング検査を行った。

（1）残留有害物質モニタリング検査（厚生労働省通知モニタリング検査）

検査項目		検査	牛		豚		鶏		乳	蜂蜜	鶏卵	エビ	計
		検体	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓					
抗生物質	簡易検査法	検査数	5	5	10	10	10	10	15	13	29	11	118
		陽性数											
	テトラサイクリン系*1	検査数							15				15
		陽性数											
	タイロシン	検査数	5		10		10				29		54
		陽性数											
合成抗菌剤		検査数	5*2		10*3	10*4	10*2				29*5	11*6	75
		陽性数											
内部寄生虫薬	フルベンダゾール	検査数		5		10	10				29		54
		陽性数											
有機塩素系農薬*7	ヘキサクロロベンゼン ヘプタクロル クロルデン DDT エンドリン アルドリン及び ディルドリン	検査数	5		5		5						15
		陽性数											

いずれも陽性数なし

- *1 クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン
- *2 スルファジメトキシシ、スルファモノメトキシシ、スルファキノキサリシ、オキシソリニック酸、エンロフロキサシシ、オルビフロキサシシ
- *3 スルファジミジシ、スルファジメトキシシ、スルファモノメトキシシ、スルファキノキサリシ、オキシソリニック酸、エンロフロキサシシ、オルビフロキサシシ
- *4 スルファジメトキシシ、エンロフロキサシシ
- *5 スルファジメトキシシ、トリメトプリム
- *6 オキシソリニック酸、トリメトプリム
- *7 有機塩素系農薬は沖縄県衛生環境研究所で検査実施（これ以外は全て中央食検で検査実施）

(2) 残留抗菌性物質モニタリング検査

管内と畜場に搬入された牛及び豚の残留抗菌性物質検査を行った。

残留抗菌性物質 モニタリング検査			中央食検				北部食検			
			筋肉	腎臓	計		筋肉	腎臓	計	
					検体数	頭数			検体数	頭数
牛	簡易検査法 (直接法)	検体数	88	123	211	134				
		陽性数								
	簡易検査法 (抽出法)	検体数								
		陽性数								
	分別推定法	検体数								
		陽性数								
豚	簡易検査法 (直接法)	検体数	122	156	278	165		100	100	100
		陽性数	1	1	2	1		1	1	1
	簡易検査法 (抽出法)	検体数	1	1	2	1		1	1	1
		陽性数	1	1	2	1		1	1	
	分別推定法	検体数	1	2*	3*	2*				
		陽性数	1	2*	3*	2*				

* 北部食検の1検体を含む。

(3) 外部精度管理（中央食検）：残留動物用医薬品検査（定量）

一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所

検査項目：スルファジミジン

検体：豚筋肉

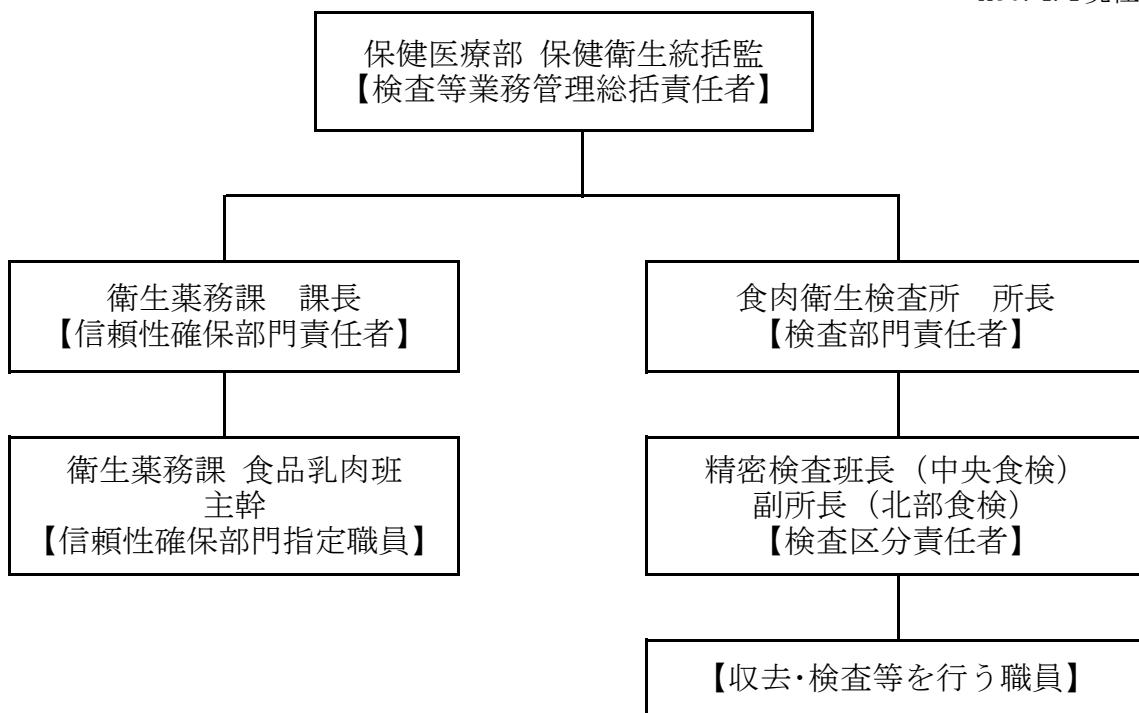
(4) G L P (業務管理)

平成8年に食品衛生法施行令の一部が改正され、食品衛生検査施設における検査等の業務管理(以下G L P)が義務づけられた。

中央・北部両食検では「沖縄県食品衛生検査施設等業務管理要綱」(最終改正H28.9)に基づき、実施している。

〈中央・北部食肉衛生検査所G L P組織図〉

H30.4.1現在



第3章 研修及び調査研究

1 研修及び講習会

食肉衛生検査業務を円滑に遂行するため、検査員は各種研修会に参加し、新しい専門知識や技術の習得に努めている。

(1) 県内

☆：講師 ★：発表者

研 修	場 所	期 日	出 席 者
特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	沖縄市	5月10日 ～11日	中央食検：小田英治
保健所職員等技術研修会 (微生物コース)	うるま市	6月25日 ～29日	中央食検：藺村虎太、尾内桃子 北部食検：向井晴奈
有機溶剤作業主任者技能講習	沖縄市	7月12日	中央食検：岩井愛子
炭疽菌検査技術研修会	南城市	7月18日 ～20日 及び 7月25日 ～27日	中央食検：☆仁平美咲、☆西野珠美、 嘉数明日香、小田英治、 多田雪宏、加藤峰史、 仲村清崇、比嘉万理子 北部食検：今井隆之
沖縄県衛生監視員研究発表会 及び研修会	那覇市	7月23日	中央食検：★比嘉万理子
沖縄県獣医学会	那覇市	7月29日	中央食検：★岡野祥、★比嘉万理子
特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	沖縄市	8月2日 ～3日	北部食検：吉田崇、具志堅萌子
秋季講演会（沖縄食鳥協会研修 会）	宜野湾市	10月26日	北部食検：☆玉代勢旦子、玉城正幸、 高安たまき
中南部地域特定家畜伝染病防 疫実働演習	八重瀬町 糸満市	11月13日	中央食検：嘉数明日香、岩井愛子、 高木祐司
北部地域特定家畜伝染病危機 管理対策会議	名護市	11月27日	北部食検：玉城正幸、玉代勢旦子
鶏病研究会沖縄県支部研修会	南城市	11月30日	北部食検：今井隆之
職業紹介出張講座	西原町	2月2日	中央食検：☆藺村虎太、高木祐司

研 修	場 所	期 日	出 席 者
食肉衛生技術研修会 ○特別講演 「輸出食肉の衛生管理について」 九州厚生局健康福祉部食品衛生課 食品衛生専門官 終 寿珠 先生	那覇市	2月6日	中央食検、北部食検職員 中央食検：★岡野祥、★加藤峰史、 ★沓澤史絵、★浅岡佑太、 ★西野珠美、★比嘉万理子、 ★我喜屋利紀、★藺村虎太、 ★尾内桃子 北部食検：★具志堅萌子、★向井晴奈
沖縄県家畜保健衛生業績発表会	那覇市	2月12日	中央食検：仲村清崇、沓澤史絵 我喜屋利紀 北部食検：今井隆之、玉代勢旦子

(2) 県外

★：発表者

研 修	場 所	期 日	出 席 者
第2回家畜慢性疾病対策推進全国会議	東京都	4月26日	中央食検：多田雪宏
理化学試験の基礎実技研修	東京都	5月24日	中央食検：岩井愛子
食肉衛生検査研修	埼玉県	6月11日 ～7月6日	中央食検：多田雪宏
全食検協* ¹ 厚生労働省食肉衛生情報ネットワーク運営委員会	東京都	6月29日	中央食検：森河隆史
全食検協* ¹ 全国大会	新潟県	7月18日 ～19日	中央食検：與那原良克 北部食検：田端亜樹
第53回獣医疫学会学術集会/VPcamp 共催シンポジウム	東京都	8月20日	北部食検：玉代勢旦子
全国公衆衛生獣医師協議会全国大会	東京都	9月6日～7日	北部食検：宮城国太郎
全食検協* ¹ 理化学部会総会及び研修会	栃木県	10月5日	中央食検：岩井愛子

研 修	場 所	期 日	出 席 者
第 67 回九州地区獣医師大会	福岡県	10 月 14 日	中央食検：★加藤峰史
第 47 回九州地区食検協* ² 大会	佐賀県	10 月 25 日 ～26 日	中央食検：★比嘉万理子、與那原良克、 大城哲也、高木祐司 北部食検：田端亜樹、宮城国太郎
全食検協* ¹ 微生物部会総会及 び研修会	神奈川県	11 月 7 日	中央食検：西野珠美、宮嶋海 北部食検：今井隆之
全食検協* ¹ 病理部会総会及び 研修会	神奈川県	11 月 15 日～ 16 日	中央食検：比嘉万理子、菌村虎太 北部食検：★具志堅萌子、吉田崇
食品衛生監視指導研修	埼玉県	11 月 26 日～ 12 月 7 日	中央食検：高木祐司
第 7 回 FDSC 食品衛生精度管理 セミナー	東京都	12 月 19 日	中央食検：岩井愛子
食肉及び食鳥肉衛生技術研修 並びに研究発表会	東京都	1 月 21 日 ～23 日	中央食検：★比嘉万理子、森河隆史、 大野亜希子、宮本雄二郎 北部食検：新垣衡、宮城国太郎、 具志堅萌子、川田敬子
とちく場 HACCP 導入における指 導及び検証の平準化に資する 研修	佐賀県	2 月 1 日	中央食検：長嶺ゆり 北部食検：宮城国太郎、高安たまき
One Health 連携シンポジウム	神奈川県	2 月 9 日	中央食検：仁平美咲
研究開発成果発表会	東京都	2 月 15 日	中央食検：長嶺ゆり
HPLC スクール〈コースⅢ〉	東京都	3 月 12 日	中央食検：岩井愛子

* 1 全食検協：全国食肉衛生検査所協議会

* 2 九州地区食検協：九州地区食肉衛生検査所協議会

2 調査研究発表演題一覧

(1) 学会発表

家畜における <i>Escherichia albertii</i> 保菌状況調査と分離株の解析 比嘉 万理子 (中央食検)	
沖縄県衛生監視員研究発表会及び研修会 (第 49 回)	7 月 23 日 沖縄
沖縄県獣医学会 (第 48 回)	7 月 29 日 沖縄
平成 30 年度獣医学術九州地区学会 (第 67 回) 発表者：加藤 峰史 (中央食検)	10 月 14 日 福岡
九州地区食検協大会 (第 47 回)	10 月 25～26 日 佐賀
平成 30 年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	1 月 21 日～23 日 東京
豚の <i>Streptococcus suis</i> 敗血症の発生状況と菌株の性状解析 岡野 祥 (中央食検)	
沖縄県獣医学会 (第 48 回)	7 月 29 日 沖縄
牛の卵巣腫瘍 具志堅 萌子 (北部食検)	
全食検協病理部会病理研修会 (第 75 回)	11 月 15 日～16 日 神奈川

(2) 沖縄県食肉衛生技術研修会 (第 43 回)

演題 番号	演 題	発 表 者
1	中央食肉衛生検査所のホームページを活用した情報発信	加藤峰史 (中央食検)
2	県内で初めて HACCP に基づく衛生管理を導入したと畜場への対応	浅岡佑太 (中央食検)
3	食鳥処理工程の衛生管理の評価における腸球菌の有用性の検討	向井晴奈 (北部食検)
4	肉用鶏における <i>Escherichia albertii</i> 保菌状況調査と分離株の解析	岡野祥 (中央食検)
5	と畜場搬入豚から分離した豚丹毒菌の性状解析	西野珠美 (中央食検)
6	牛の敗血症の 2 症例から分離された <i>Helcococcus ovis</i>	尾内桃子 (中央食検)
7	と畜場搬入豚におけるサルモネラ 4:i:-分離状況と変異型別	我喜屋利紀 (中央食検)
8	免疫組織化学的染色を用いたサルモネラ属菌検出の検討	藺村虎太 (中央食検)
9	牛白血病迅速診断法の検討	比嘉万理子 (中央食検)
10	牛の顆粒膜細胞腫	具志堅萌子 (北部食検)
11	残留抗生物質検査に用いる <i>Bacillus cereus</i> 平板の試験菌混合用培地の検討	沓澤史絵 (中央食検)

演題番号：1

演題名：中央食肉衛生検査所のホームページを活用した情報発信

発表者名：○加藤峰史、松川国洋、多田雪宏、岡野祥、小田英治

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

現在、ホームページ（以下 HP）は様々な情報発信の場として活用されている。当所においても HP は作成されているが事業概要のみの掲載であった。そのため、掲載時期が次年度になる、調査研究の検索が難しい、情報量が少ないといった問題があった。

今回、円滑に作業を行うため、HP の運営要領の策定を行い、HP 掲載内容を充実させることで社会から求められる多様なニーズに応えられるよう情報発信の効果を図ることを目的に HP の刷新を行ったので紹介する。

2. 方法

- (1) 運営要領の策定：HP の運営方法や手順を定めた。情報発信責任者を所長、運営責任者を食鳥検査班長、運営者を各班情報担当者と定め、HP の企画、追加や変更等の編集及び更新作業について所員であれば自ら情報発信できることとした。
- (2) 掲載内容の検討：平成 30 年 10 月末現在、全国食肉衛生検査所協議会に加入している 111 の機関（以下検査所等）のうち、HP を作成している 106 の検査所等の HP を精査した。

3. まとめ

106 の検査所等の HP を参考に当所 HP を次の 7 つの区分で構成した。

- (1) 組織と業務：所の紹介、組織一覧、所掌事務について掲載した。
- (2) 班紹介：食肉検査班、食鳥検査班、精密検査班の各班に関連する法規、検査内容、疾病に関するリーフレットや各種申請書等について掲載した。
- (3) 検査情報：と畜検査及び食鳥検査における月別の月報、全部廃棄状況、届出伝染病の状況、TSE 検査結果についてグラフや表で掲載した。
- (4) トピックス：関連法規の公布、ニュース、当所の行事等について掲載した。
- (5) 資料：事業概要、厚生労働省や沖縄県発行のパンフレット等について掲載した。
- (6) 調査研究：食肉衛生技術研修会の抄録、学会発表の演題について掲載した。
- (7) 関連リンク：当所の業務に関連する県内の機関、地方の機関、国の機関、その他の機関についてリンクアドレスを掲載した。

4. 考察及び今後の課題

今回、運営要領の策定を行ったことで、運営方法や手順が整理され今後の運用に活かすことができると考えられた。HP の刷新を行ったことで、県民及び生産者等関係者に対し様々な情報を提供することができるものと思われる。また、生産者等関係者に必要性が高いと思われる検査情報については、月毎に提供を行い、当所独自の取り組みである月別のグラフ掲載により、発生状況の推移把握ができるものと思われた。

今後の課題として、県民及び生産者等関係者が容易に閲覧できる内容となっているか、必要とする情報となっているか検証を行い、効果的な情報発信を行っていきたい。

演題番号：2

演題名：県内で初めて HACCP に基づく衛生管理を導入したと畜場への対応

発表者名：○浅岡佑太、高木祐司、長嶺ゆり

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

当所においては、管内と畜場や食鳥処理場に対して HACCP に基づく衛生管理（以下 HACCP 方式）に関する支援・助言を行っている。今回、管内と畜場の豚施設が県内で初めて HACCP 方式を導入したことから、HACCP 方式の確認および検証を行ったので、その概要を報告する。また、HACCP 方式導入時の評価を平準化する目的で、当所で作成した HACCP 導入確認表（以下当所確認表）についても、検討を行ったのであわせて報告する。

2. これまでの事業者の主な取り組み

管内と畜場の豚施設では、HACCP 方式の導入を目標にし、平成 28 年 5 月にキックオフ宣言、平成 29 年 6 月には厚生労働省の HACCP チャレンジ事業への参加といった取り組みを行ってきた。HACCP 方式の導入後は HACCP プランの変更を経て、平成 30 年 6 月には食品安全における国際的な民間認証である SQF の認証を受けた。

3. 報告内容

- (1) 当所による HACCP 方式の確認：平成 29 年 11 月にと畜場法施行規則に規定する HACCP 導入型基準（HACCP7 原則 12 手順）の確認を、事業者からの聞き取り、関係書類の確認および実地調査により行った。確認には、厚生労働省通知に基づく HACCP 確認票（と畜場）を用いた。
- (2) 当所による HACCP 方式の検証および当所確認表の検討：平成 30 年 12 月に関係書類の確認および実地調査により検証を行い、あわせて、当所確認表を導入時の確認に使用できるか検討を行った。

4. 結果およびまとめ

HACCP 方式の確認では、7 原則 12 手順が概ね実施できていることから、HACCP 導入型基準に適合していると判断したが、手順 11（検証）に関連してモニタリング記録表の確認頻度と温度計の校正の実施について助言をした。

HACCP 方式の検証では、導入評価後に HACCP プランに見直しがあり、全てのと畜工程が一般衛生管理での管理となっていたため、一般衛生管理が遵守されているかの検証を重点的に行い、HACCP 方式に基づく衛生管理が適切に実施されていると判断した。なお、導入評価時の助言事項についても、それぞれ実施を確認した。また、HACCP 確認票での各手順毎の確認事項を明確にするために、当所確認表では各手順毎に判断内容と基準を細かく定めたが、記入する際の判断に苦慮することもあったため、更なる改良が必要になると思われる。

今後は、微生物検査などの妥当性をもった検証手法を取り入れるなど、外部検証としての当所の支援・助言の方法も検討していきたい。また、HACCP 導入における指導および検証方法の統一を図るよう、北部食肉衛生検査所およびと畜場を管轄する保健所とも相互に情報共有していきたい。

演題番号：3

演題名：食鳥処理工程の衛生管理の評価における腸球菌の有用性の検討

発表者名：○向井晴奈、宮城国太郎、新垣衛、玉城正幸、田端亜樹

発表者所属：北部食肉衛生検査所

1. はじめに

当所管内では今夏、C 食鳥処理場が新処理場に移転する。新処理場では、より高度な衛生管理が期待されるが、評価する手段や指標については検討されていない。腸球菌は人畜の腸管内に常在し、土壌や水などの環境における分布が少ないことから、糞便汚染指標菌として注目を集めている。今回、食鳥処理工程における衛生管理の評価に使用できる指標菌として腸球菌に着目し、これまで国内では報告のない食鳥と体のリンス検体を対象とする腸球菌の定量試験を行い、その有用性について検討したので報告する。

2. 材料及び方法

2018年9月～2019年1月に最終洗浄後の食鳥中抜きと体919羽で糞便等による汚染について目視で観察し、そのうち24羽についてリンス法によるサンプリング(と体1羽と滅菌生理食塩水400mlを滅菌した袋に入れ、シェイク後リンス液を回収し試料とする)を実施した。また、冷凍食鳥肉製品は10検体を25g秤量し滅菌0.1%ペプトン加生理食塩水225mlを加え30秒間ストマッキングし試料とした。これらの試料1mlを国府島らの確立したAC・PP法に従いAC寒天培地と混釈培養し腸球菌数を求めた。検出された腸球菌についてAPIによる同定を行った。また、並行してペトリフィルムを用いて大腸菌群数及び一般細菌数も計測した。

3. 結果

目視による観察では919羽のうち320羽(35%)に汚染を認めた。最も多い汚染部位は背側表面(64%)、次に頸部(19%)であった。食鳥と体のリンス検体では24羽すべてにおいて腸球菌が検出され、その菌数は平均 1.55×10^2 cfu/mlであった。大腸菌群数は平均 7.37×10^2 cfu/ml、一般細菌数は平均 3.75×10^4 cfu/mlであった。冷凍食鳥肉製品も10検体すべてにおいて腸球菌が検出され、その菌数は平均1.26cfu/gであった。大腸菌群数は平均3.76cfu/g、一般細菌数は平均 5.02×10^2 cfu/gであった。APIでは、*Enterococcus gallinarum*、*E. faecalis*、*E. faecium*の3種が検出された。

4. 考察

腸球菌の定量試験において、食鳥と体のリンス検体、冷凍食鳥肉製品検体のすべてから腸球菌が検出され、リンス検体では、大腸菌群数や一般細菌数が高い検体で腸球菌数も高く検出される傾向がみられた。腸球菌の定量試験は、ペトリフィルムを使用する一般細菌や大腸菌群の検査に比べて低コストで実施できる。また、サルモネラやカンピロバクターの定量試験に比べて、検査に要する時間が短く検査手技も簡便である。さらに、腸球菌は人体への影響も小さいため、取扱いが容易である。以上から、腸球菌は食鳥処理工程の衛生管理を評価する指標の一つとして活用できると考えられた。

演題番号：4

演題名：肉用鶏における *Escherichia albertii* 保菌状況調査と分離株の解析

発表者名：岡野祥¹⁾、高良武俊²⁾

発表者所属：1) 中央食肉衛生検査所、2) 沖縄県衛生環境研究所

1. はじめに

Escherichia albertii (以下 *E. a*) は、人の新興下痢症起因菌の一つである。自然宿主や感染源については不明な点が多いが、国内外で家畜や家禽等の保菌や、市販鶏肉からの検出が報告されている。また近年、鶏由来の薬剤耐性 *E. a* が確認されているが、県内では十分に調査されていない。そこで今回、肉用鶏における *E. a* 保菌状況と *E. a* の薬剤耐性の動向を把握するため、食鳥処理場に搬入された肉用鶏の保菌状況調査と本調査株および昨年度分離した豚由来株の性状解析を実施したので報告する。

2. 材料および方法

2018年4～11月にかけて管内大規模食鳥処理場に搬入された肉用鶏210羽について、盲腸便を採取し検体とした。検体を緩衝ペプトン水で培養後、培養液より *E. a* 特異的スクリーニングPCRを行った。次にスクリーニング陽性検体をXLD培地で培養後、無色透明コロニーについてMultiplex PCRにより同定した。分離株の解析は、本調査株と昨年度分離した豚由来株17株を供試し、パルスフィールドゲル電気泳動(PFGE)による型別試験、PCRによるコリスチン耐性遺伝子検出、ABPC、CTX、MEPM、AZT、KM、AZM、TC、CP、FOM、NA、CPFXおよびSTの12薬剤を用いた薬剤感受性試験を実施した。

3. 結果

分離培養の結果、210検体中19検体(9.0%)から *E. a* が分離された。農場別では3農場中2農場から検出され、8～9月に多く検出された。PFGE解析では、鶏由来株は豚および食中毒由来株とは別のクラスターを形成し、各株間のバンド相違数は同一農場内では0～2、2農場間では4～6であった。コリスチン耐性遺伝子は全株とも検出されなかった。薬剤感受性試験では、鶏由来株は全株がABPCおよびTCに耐性を、豚由来株は大半がABPC、TC、CP、NAおよびSTに耐性を示したが、全株ともCTXとAZTには感受性を示したためESBL産生株ではなかった。

4. 考察

本調査では、肉用鶏の9.0%が *E. a* を保菌していることが確認された。PFGE解析では、鶏由来株は全て同一クローンの可能性が示唆された。また、その同一クローン株が6月、8月、9月および11月に検出されたことから、特定の *E. a* が農場内に常在していることが示唆された。薬剤感受性試験では、報告のあるコリスチン耐性遺伝子保有 *E. a* およびESBL産生 *E. a* は検出されなかったが、多剤耐性化が確認された。鶏と豚由来株とでは耐性パターンが異なっていたが、いずれも大腸菌と同様の耐性傾向を示していたことから、それぞれ農場での抗菌性物質の使用状況を反映していると推察された。今後は、食鳥処理場において消化管破損による汚染防止など衛生管理の指導を徹底するとともに、モニタリングを継続し、薬剤耐性の変化や拡大の動向を的確に把握していく必要があると思われる。

演題番号：5

演題名：と畜場搬入豚から分離した豚丹毒菌の性状解析

発表者名：○西野珠美¹⁾、仁平美咲¹⁾、西田直哉²⁾、茂野 悟³⁾

発表者所属：1)中央食肉衛生検査所、2)八重山保健所、3)家畜衛生試験場

1. はじめに

近年、豚丹毒菌の血清型 1a で SpaA609G 型と呼ばれる、SpaA 遺伝子の配列が従来と異なる株が全国で多く分離されている。また、生ワクチン株(血清型 1a)に起因する関節炎や心内膜炎も国内で報告されている。当所では 2017 年以降、豚丹毒廃棄頭数が増加している。これまでの調査では、2012～2013 年に分離した本島中南部 3 農場由来 10 株が SpaA609G 型と同定され、本島北部からは検出されていない。SpaA609G 型は本州型と九州型の 2 系統あり、本島中南部の 10 株は全て九州型であった。そこで近年の豚丹毒増加の要因を探るため、本島北部への SpaA609G 型の浸潤および生ワクチン株との関連について、調査が行われていない 2014 年以降に分離した株の性状解析を行った。

2. 材料及び方法

(1)材料:2014 年 4 月～2018 年 5 月に分離した豚丹毒菌 216 株のうち血清型識別 PCR 法

で 1a と同定した 160 株(20 農場:蕁麻疹型 19 株、関節炎型 114 株、心内膜炎型 27 株)

(2)SpaA609G 型の検出および本州型・九州型との識別: Multiplex PCR 法で実施した。

(3)生ワクチン株と野外株の識別:(2)で陰性であった株について PCR 法で実施した。

(4)薬剤感受性試験: SpaA609G 型と同定された菌株から 30 株を選び、12 薬剤(PCG, ABPC, CEZ, GM, KM, TC, OTC, EM, SXT, LCM, NFLX, ERFX)についてディスク法で実施した。

3. 結果

160 株中 134 株が SpaA609G 型であり、5 株(1 農場:本島中部)は九州型、129 株(9 農場:本島全域)は本州型であった。残りの 26 株(13 農場:心内膜炎型 2 株、関節炎型 24 株)は全て生ワクチン株と同じ型であった。PCG、ABPC、CEZ は全株で感受性であったが、TC、OTC、LCM の 3 薬剤で耐性率が過去の調査より大きく上昇していた。

4. 考察及びまとめ

本調査の結果、2014 年以降に SpaA609G 型が本島全域に浸潤していたことが確認された。SpaA609G 型 134 株中 97 株は 1 農場(本島北部)由来で、全て本州型であった。この農場ではワクチン抗体価が不十分な時期があり、そこに SpaA609G 型の侵入が重なって農場内に蔓延したことが、2017 年以降の廃棄頭数増加の主な原因であると示唆された。同時にワクチンによる予防の重要性が確認された。また一方で生ワクチンが関節炎や心内膜炎の一因となっていることが示唆された。不活化ワクチンは豚丹毒発症の原因とはならないため、農場の状況に応じたワクチンの種類の検討が望まれる。薬剤感受性試験の結果より、第一選択薬のペニシリン系には全株感受性であったが、一部薬剤に対する耐性率が上昇しているため、ワンヘルスの観点からも今後の動向を注視する必要がある。本調査期間では 1 農場での SpaA609G 型の流行に加え、検出農場数の増加が確認され、今後も感染の拡大が懸念される。生産現場へ情報を還元し、農場およびと畜場での豚丹毒による被害の減少につなげたい。

演題番号：6

演題名：牛の敗血症の2症例から分離された *Helcococcus ovis*

発表者名：○尾内桃子、宮本雄二郎、上原美智代、加藤峰史

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

Helcococcus ovis (以下 *H. ovis*) は、通性嫌気性グラム陽性球菌で、1999年にめん羊の膿瘍から分離され、これまでに国内外で牛、馬、豚、山羊、鶏、人の病変部から分離されており、疣贅性心内膜炎(以下疣)の重要な病原菌の1つである。

今回、県内における発生状況を把握するため、牛及び豚で、疣を認め敗血症として全部廃棄された症例からの分離株のうち、通性嫌気性グラム陽性球菌で *H. ovis* を疑う菌株について同定を試みた。

2. 材料及び方法

2009年度から2018年12月末までの期間で、*H. ovis* を疑う保存菌株は、豚では確認されず、牛で2頭5株確認されたため、この5株を調査に用いた。

- (1) 生化学的性状検査：オキシダーゼ及びカタラーゼ試験、簡易同定キット (rapid ID 32 STREP 及び API 20 Strep) 及び酵素活性試験用キット (apiZYM)による試験。
- (2) 性状確認試験：バンコマイシン感受性試験。
- (3) 発育試験：ピリドキサル依存性試験及び *Staphylococcus aureus* による衛星現象の有無の確認。
- (4) 遺伝子学的検査：16S rDNA 上流領域(516bp)のPCR産物に対するシーケンス解析、神奈川県食肉衛生検査所が設計した16S rDNA 領域の検出用(159bp)及び塩基配列確認用(591bp)の *H. ovis* 特異的PCR法。

3. 結果

- (1) 5株の生化学性状は、オキシダーゼ陰性、カタラーゼ陰性であった。rapid ID 32 STREP では1頭目が同定不能、2頭目が *Gemella morbillorum* と判定され、API 20 Strep では2頭ともに同定不能であった。apiZYMでは共通したパターンを示した。
 - (2) バンコマイシンに感受性であった。
 - (3) 発育試験は、ピリドキサル依存性及び衛星現象が確認された。
 - (4) 16S rDNA 領域の塩基配列が *H. ovis* 基準株 CCUG37441 (No. Y16279) と99.6%以上の相同性を示した。*H. ovis* 特異的PCR法では、159bp及び591bpの位置にバンドが認められ、塩基配列も *H. ovis* 基準株と99.6%以上の相同性を示した。
- 以上の検査結果は既報とほぼ一致しており、5株は *H. ovis* であると同定された。

4. 考察

本調査により、県内で初めて牛の疣を認める症例から *H. ovis* が分離された。当該牛2頭はいずれも2017年に本島南部の農場から搬入された63ヶ月齢の雌のホルスタインであったが、異なる地域で生産されており関連性は見いだせなかった。

H. ovis は、牛以外の家畜でも感染が報告されており、豚の疣からの分離も報告されていることから、今後も継続して調査する必要があると考えられた。

演題番号：7

演題名：と畜場搬入豚におけるサルモネラ 4:i:-分離状況と変異型別

発表者名：○我喜屋利紀、宮本雄二郎、加藤峰史

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

サルモネラ 4:i:-は *Salmonella* Typhimurium の鞭毛抗原の第 2 相を欠く単相変異体であり、平成 30 年 4 月 1 日よりと畜場法におけるサルモネラ症の原因菌として取り扱うこととなった。当所では平成 20 年度以降、豚サルモネラ症疑い例からサルモネラ 4:i:-が 8 株分離されているが、県内における分離株の詳細は不明である。今回、と畜場に搬入された豚の糞便からサルモネラ 4:i:-の分離を行い、分離されたものについて過去に分離された 8 株と合わせて詳細な解析をするため、鞭毛抗原の第 2 相発現に関わる遺伝子 (*fljA*、*fljB*、*hin*) の変異型 A、B、C の型別及び薬剤感受性試験を行った。

2. 材料及び方法

平成 30 年 4 月～12 月に管内と畜場に搬入された豚各月 30 頭、合計 270 頭を対象とし、検体は腸管に病変のない盲腸便とした。検体をラポポート・バシリアディス培地で増菌後、クロモアガーサルモネラ及び MLCB 培地で培養を行った。分離株を PCR にて同定後、血清型別試験を行った。変異型別は *fljAB* 領域の PCR 陰性の株について、*hin* 領域の PCR により変異型 A 又は B に型別した。*fljAB* 領域の PCR 陽性の株は *fljA* 及び *hin* 領域のシーケンス解析を行い、点変異が確認された株を変異型 C とした。薬剤感受性試験は 12 薬剤についてディスク法により行った。

3. 結果

分離状況調査では 39 農場 270 検体中 1 検体 (0.37%) でサルモネラ 4:i:-が分離され、他のサルモネラ属菌は検出されなかった。今回検出された株と過去の株を合わせた 9 株で行った変異型別では変異型 A が 3 株、変異型 B が 5 株であった。またいずれの変異型にも当てはまらない型別不能が 1 株であった。生産地でみると変異型 A は本島中部の 1 農場及び北部の 2 農場から、変異株 B は北部の 1 農場から、型別不能株は南部の 1 農場からであった。薬剤感受性試験では変異型 A は全ての株でアンピシリン (ABPC)、ストレプトマイシン (SM)、オキシテトラサイクリン (OTC) に耐性を示し、変異型 B は全ての株で SM に耐性を示し、5 株中 3 株で OTC に耐性を示した。型別不明 1 株は ABPC、SM、OTC、ナリジクス酸に耐性を示した。

4. 考察

分離状況調査の結果、サルモネラ 4:i:-の分離率は 0.37%であった。分離率は低いものの健康豚においても保菌していることが確認された。変異型別では県内に 3 種類の異なる型が存在していたことが明らかとなり、変異型 A 及び型別不能株は平成 20 年、変異型 B は平成 24 年には存在していたことが示された。型別不能株については *hin* 領域を欠失しているため、逆位が起きず第 2 相が発現しないものと考えられた。また、各変異型と薬剤耐性パターンには一定の相関性がみられた。今後は株間の比較をするためパルスフィールドゲル電気泳動を実施し、分子疫学的解析を行う予定である。

演題番号：8

演題名：免疫組織化学的染色を用いたサルモネラ属菌検出の検討

発表者名：○菌村虎太、加藤峰史、小田英治

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

当所では豚サルモネラ症の保留が多く、その診断として微生物学的検査を用いているが、病態を理解する上では病理学的検査も有用である。HE染色を行うことで組織学的な知見は得られるが、菌体の確認には、特異的な免疫組織化学的染色（以下免染）が有効である。今回は、免染の中でも簡便で感度が高いとされているポリマー法を用いて、当所における、サルモネラ属菌に対するポリマー法の検査手技を検討し、実際の保留検体においてサルモネラ属菌の検出を試みた。

2. 材料及び方法

免染の染色性の検討のために、当所で分離同定した *Salmonella Choleraesuis*（以下 SC）及び非定型 *Salmonella Typhimurium* であるサルモネラ 4:i:-を培養後、蒸留水に懸濁し、正常な豚の肝臓を浸したものを陽性対照として用いた。検体には SC が分離され豚サルモネラ症陽性となった 9 症例から採材された、肝臓 9 検体、脾臓 5 検体、腸間膜リンパ節 3 検体、肺門リンパ節 1 検体、肝門リンパ節 1 検体を用いた。これらを定法で固定、薄切後、HE 染色及びポリマー法による免染を行い、光学顕微鏡にて観察した。免染には一次抗体にサルモネラ免疫血清 04 群又は 07 群（デンカ生研）、二次抗体に ImmPRESS Reagent VR Anti-Rabbit IgG Reagent (VECTOR)、発色基質に Vector VIP 又は SG (VECTOR) を用いた。条件検討として一次抗体の希釈倍率（500、1000、1500、2000 倍）、反応時間（15、20、30 分）、一次抗体及び二次抗体反応後の PBS 洗浄回数 5 分（各 1、2、3 回）、基質反応時間（2、10 分）について比較した。

3. 結果

陽性対照を用いた条件検討では SC 及びサルモネラ 4:i:-共に、一次抗体の希釈倍率 500 倍、反応時間 30 分、一次抗体及び二次抗体反応後の PBS 洗浄 5 分各 3 回、基質反応時間 2 分で最も明瞭な陽性抗原が認められた。豚サルモネラ症で SC 陽性となった症例では肝臓 9 検体中 1 検体、腸間膜リンパ節 3 検体中 1 検体で陽性抗原を認め、脾臓、肺門リンパ節、肝門リンパ節では認められなかった。結果、9 症例中 2 症例で陽性抗原を認めた。陽性抗原の分布は肝臓では中心静脈付近の肝細胞の細胞質に、腸間膜リンパ節ではリンパ洞の細網細胞の細胞質に、多く認められた。

4. 考察

今回、サルモネラ属菌について、ポリマー法による免染の検査法が確立できた。豚サルモネラ症陽性例で認められた陽性抗原は、SC であると考えられた。細胞質に SC が検出されたことから、細胞内寄生性であることが視覚的に確認できた。今後の課題として、この検査法の一次抗体を変えることで、他の病原体についても免染の応用ができることの確認や、今回、検討していない賦活化やブロッキングなどの条件検討によって、さらなる技術向上に努めていきたい。

演題番号：9

演題名：牛白血病迅速診断法の検討

発表者名：○比嘉万理子、小田英治、森河隆史

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

牛白血病の全国での発生頭数は年々増加しており、今後、当所における本病での保留頭数も増えることが予想される。当所の牛白血病判定基準は、肉眼的に病変を示し、かつ組織学的にリンパ腫を呈するものとしているが、保留から判定まで2~3日を要している。今回、牛白血病診断の迅速化および効率化を目的に、スタンプ塗抹標本を用いた免疫染色と、リアルタイムPCRによる牛白血病ウイルス（以下BLV）遺伝子の検出・定量を試みた。

2. 材料および方法

平成30年6月~平成31年1月の期間、牛白血病と診断された牛4頭（牛白血病群）のリンパ節および病変部（心臓、腫瘤等）、牛白血病の肉眼所見の見られなかった牛25頭（非牛白血病群）のリンパ節（腸間膜リンパ節、肝リンパ節、気管気管支リンパ節のいずれか1カ所以上）を採材し材料とした。リンパ節のスタンプ塗抹標本を作製し、抗CD79 α 抗体および抗CD3抗体（いずれもニチレイ）を用いた免疫染色のプロトコールを検討し、両群間で染色性を比較した。また、両群のリンパ節および牛白血病群の病変部よりDNAを抽出し、「ウシ白血病ウイルス検出用 Probe/Primer/Positive Control (TaKaRa)」を用いたリアルタイムPCRによりBLV遺伝子の検出および定量を行った。

3. 結果

スタンプ免疫染色は、アセトン固定3分、第一抗体15分、酵素標識第二抗体5分、各工程間の洗浄をTween20添加PBSで10秒間洗い流す方法により、標本作製から30分で鏡検可能となった。牛白血病群はCD79 α + / CD3-、非牛白血病群はCD79 α - / CD3+であった。

リアルタイムPCRでは、牛白血病群4頭（12部位すべて）と非牛白血病群25頭中12頭からBLV遺伝子が検出された。抽出したDNA 1ng当たりのBLV遺伝子量は、牛白血病群で $5.7 \times 10^0 \sim 1.9 \times 10^2$ コピー（中央値63コピー）、非牛白血病群で $2.4 \times 10^{-1} \sim 2.2 \times 10^1$ コピー（中央値4コピー）であり、有意差が認められた（ $p < 0.01$ ）。

4. 考察およびまとめ

ホルマリン固定パラフィン標本での免疫染色は標本作製から鏡検まで2日を要するが、スタンプ塗抹標本を用いることにより30分でBまたはT細胞を判別することができた。

リアルタイムPCRでは非牛白血病群の検体からもBLV遺伝子が検出され、感度が高いことが確認された。非牛白血病群と牛白血病群でBLV遺伝子量に差が見られたことから、リアルタイムPCRを用いることで発症の診断基準を得られることが示唆された。

本研究では、スタンプ免疫染色とリアルタイムPCRを組み合わせることで牛白血病診断における細胞学的および病原学的根拠を得られることを示した。本法では、保留日の翌日までに判定結果がでるため、迅速かつ効率良く牛白血病の診断ができ、有用であると考えられた。今後はさらに保留検体での検証を進め、検体とする部位を検討するとともに、肉眼的に類似したその他の疾病での染色性を確かめる必要がある。

演題番号：10

演題名：牛の顆粒膜細胞腫

発表者名：○具志堅萌子、川田敬子、吉田崇

発表者所属：北部食肉衛生検査所

1. はじめに

顆粒膜細胞腫は牛に多くみられ、牛の卵巣腫瘍では最も多い。発生は比較的高齢の牛に多く、当検査所においてもしばしば確認される。今回、平滑な被膜に覆われ、高度に腫大した卵巣を病理学的検査により顆粒膜細胞腫と診断したので、その概要を報告する。

2. 材料および方法

症例は平成29年11月に当所管内N食肉センターへ一般畜として搬入された黒毛和種、133ヶ月齢の雌で、生体検査では著変を認めなかった。解体後検査において右卵巣に腫瘍がみられ、腎炎、横隔膜炎、膝蛭症が認められた。10%中性ホルマリン液で固定された卵巣を、常法によりパラフィン切片を作製しHE染色を行った。特殊染色は常法によりPAS染色、アザン染色および鍍銀染色を行い、鍍銀染色のみ変法も試みた。免疫染色は抗Cytokeratin(AE1/AE3)、抗Vimentin、抗Inhibin α の各種抗体を使用して行った。

3. 結果

- (1) 肉眼所見：腫瘍はバスケットボール大で、平滑な被膜に覆われ怒張した血管が走行していた。断面は隆起し乳白色～暗赤色髓様で、充実性で不規則な分葉状を呈し血液貯留がみられた。また、直径約2cmの乳白色脆弱部位が散見された。腫瘍と子宮の境界は明瞭であった。左卵巣では鳩卵大の腫脹および直径約3cmの嚢胞を認めた。
- (2) 組織所見：乳白色～暗赤色髓様部位の腫瘍細胞は膠原線維により区画され包巣状および充実性に増殖していた。核は類円形で淡明かつ明瞭な核小体を有し、細胞質は乏しかった。コーヒー豆様の核溝、管腔類似構造およびコール・エクスナー小体が散見された。同小体を形成する無構造物質はPAS染色で弱陽性を示した。また、乳白色脆弱部位における腫瘍細胞の核は類円形～楕円形を呈し、核溝もみられた。細胞質は弱好酸性かつ紡錘形が多数で、束状に走行する像が認められた。アザン染色および鍍銀染色では腫瘍細胞周囲を取り囲む細網線維はみられなかった。免疫染色の結果は、Cytokeratin(AE1/AE3)、VimentinおよびInhibin α 全てにおいて陰性であった。

4. 考察およびまとめ

本症例は、卵巣の腫瘍が平滑な被膜で覆われ正常組織との境界が明瞭であったこと、被膜の破裂による腹腔腔内播種等が認められなかったこと、および他臓器やリンパ節に腫瘍を疑う所見が認められなかったことから一部廃棄とした。腫瘍のHE染色における組織像および細胞形態は多彩であったため、顆粒膜細胞腫と莢膜細胞腫の鑑別を要した。特殊染色の結果より莢膜細胞腫の可能性は否定され、本症例は顆粒膜細胞腫であると診断した。免疫染色においては、顆粒膜細胞腫にみられる一般的な染色結果とは異なった。その原因として、採材後のホルマリン長期浸漬による染色性の低下や腫瘍細胞におけるインヒビン分泌能低下の可能性が考えられた。また、鍍銀染色については従来法に比べ変法を用いた方が、細網線維の確認が容易で染色時間の短縮が可能ため有用性が高いと考えられた。

演題番号：11

演題名：残留抗生物質検査に用いる *Bacillus cereus* 平板の試験菌混合用培地の検討

発表者氏名：○沓澤史絵 岩井愛子 森河隆史

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

当所では、厚生省課長通知の「食肉の抗菌性物質簡易検査法(改定)」(以下直接法)に基づいて *Bacillus cereus* 平板(以下 B.C 平板)を作成し、病畜のスクリーニング検査を実施している。しかし、B.C 平板に用いる試験菌混合用培地 Antibiotic Medium(以下 AM)8 は pH が弱酸性で、抗生物質の検出感度は高いが、試験菌はダメージを受け、経時的に菌量が減少する。そのため平板の保存期間が短く、平板作成の頻度を増やすことで対応してきたが、業務の負担が大きいことが課題となっている。そこで今回、B.C 平板の長期保存を目的に試験菌混合用培地を検討し、若干の知見を得たので概要を報告する。

2. 材料及び方法

- (1) 試験菌混合用培地と試験菌液量:組成は同じで pH の異なる AM8 (pH5.9) と AM5 (pH7.9) に試験菌液を加え平板とし、平板上に OTC 0.25 µg/mL 含有ペーパーディスクをおいて 30°C で 18 時間培養し、現れる阻止円の直径が 14±1mm を示す試験菌液量を調べた。
- (2) AM8 と AM5 に(1)で決定した試験菌液量を加え平板を作成し、以下の比較を行った。
 - ア 抗生物質の検出感度:平板上に OTC、TC、CTC、DOXY それぞれ 0.01~0.25 µg/mL 含有ペーパーディスクをおいて 30°C で 18 時間培養し、現れる阻止円の直径が 12mm 以上を示したものを陽性として判定した。
 - イ 保存期間の確認:平板上に陰性コントロール(クエン酸アセトン緩衝液含有ペーパーディスク)をおいて 30°C で 18 時間培養し、偽阻止円及び空隙形成までの日数を 1 ヶ月間調べた。
 - ウ 検査精度:2018 年 4 月~12 月までに管内と畜場に搬入された病畜、豚 150 頭(筋肉 123 検体、腎臓 141 検体)、牛 113 頭(筋肉 88 検体、腎臓 102 検体)及び管外と畜場で直接法陽性となった豚の腎臓 1 検体を材料とし、直接法を実施した。

3. 結果

- (1) AM5 の試験菌液量は AM8 と比べて 1/2 量であった。
- (2) ア 4 薬剤に対して同等の検出感度を示した。
 - イ AM8 は 7 日目から陰性コントロールに偽阻止円を、12 日目から空隙を形成したが、AM5 は 1 ヶ月を経過しても偽阻止円および空隙を形成しなかった。
 - ウ 直接法の検査結果は全て一致した(陰性 453 検体、陽性 2 検体)。

4. 考察及びまとめ

AM5 は AM8 と同量の試験菌液を加えると、B.C 平板の抗生物質検出感度が低く、菌量を半量に調整することで AM8 と同等の検出感度が得られた。AM5 の保存期間が延長したのは試験菌への pH の影響が和らぎ、菌量が保持されたためと考えられる。また、実際の病畜等で実施した直接法の検査結果は全て一致し、平板の精度が確認できた。B.C 平板は試験菌混合用培地に AM5 を用い、加える試験菌液量を調整することで通知と同等となり、長期保存が可能であるとわかった。今後、業務の負担を軽減するために、実用化を目指したい。

第4章 その他

1 と畜場の概要

(平成30年4月現在)

名 称	株式会社沖縄県食肉センター		名護市食肉センター	沖縄県畜産研究センター (簡易と畜場)
代 表 者	井上 光		名護市長	沖縄県知事
所 在 地	南城市大里字大城1927		名護市世富慶755	今帰仁村字諸志2009-5
電 話 番 号	098-945-3029		0980-53-6801	0980-56-5142
F A X 番 号	098-945-3742		0980-53-7035	0980-56-4803
検 印 番 号	1		2	4
許 可 年 月 日	昭和47年2月8日	平成23年5月26日	平成13年12月28日	昭和58年12月1日
許 可 番 号	沖縄県指令 厚第18号	沖縄県指令 環第50号	沖縄県指令 福第2624号	沖縄県指令 環第887号
処 理 獣 畜	牛・馬	豚・山羊・めん羊	牛・豚・山羊・めん羊	豚
1日の処理能力	大動物 30頭	小動物 1,210頭	大動物 3頭 小動物 708頭	小動物 10頭
冷蔵庫の 収容能力	大動物 135頭	小動物 1,220頭	大動物 8頭 小動物 1,200頭	小動物 10頭
使 用 水	ダム水・工業用水・上水道水		地下水	上水道水
浄化槽の 処理能力	活性汚泥法		活性汚泥法	液肥処理施設
	1,600トン/日		800トン/日	640トン/日

2 食鳥処理場の概要

(1) 食鳥処理場

(平成30年4月現在)

名 称	許可年月日	許可番号 (沖縄県指令)	所 在 地 氏 名	処理能力 (/日)	住 所 電 話 番 号
沖縄食鶏加工 株式会社	平成4年3月30日	環第167号	豊見城市長堂 408-1 赤嶺 浩	鶏 12,000羽	所在地に同じ 098-850-8287
有限会社 中央食品加工	平成16年2月27日	福第359号	名護市許田278 崎濱 秀敏	鶏 8,000羽	所在地に同じ 0980-52-3669
株式会社 沖縄県鶏卵 食鳥流通センター	平成4年3月30日	環第170号	うるま市川田333 新城 文哉	鶏 3,000羽	所在地に同じ 098-974-4877

(2) 認定小規模食鳥処理場

(平成30年4月現在)

所管	名称	許可年月日	許可番号 (沖縄県指令)	処理能力 (/日)	所在地
中央 食 検	1 上原養鶏場	H5. 1. 25	環第8号	鶏 100羽	糸満市字北波平876
	2 中川牧場食鳥	H16. 12. 10	福第2550号	鶏・あひる 20羽	読谷村字渡具知615-1
	3 沖縄県立南部農林高等学校	H17. 10. 19	福第2470号	鶏 50羽	豊見城市字長堂182
	4 沖縄県立中部農林高等学校	H24. 12. 19	環第4092号	鶏 50羽	うるま市田場1570
北 部 食 検	1 徳安食品*	H13. 5. 18	福第1625-1号	鶏・あひる 50羽	名護市字真喜屋89
	2 安室養鶏場ヤンバル農場	H8. 12. 25	環第847号	鶏 50羽	大宜味村字白浜442-522
	3 瀬宮食鳥処理センター	H9. 8. 12	環第670号	鶏・あひる 300羽	名護市喜瀬67-1
	4 安村食肉販売店*	H12. 8. 2	福第2978号	鶏・あひる 10羽	名護市勝山806
	5 アガリエ*	H15. 10. 24	福第2523号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	名護市字伊差川340
	6 名嘉食品*	H16. 1. 15	福第65号	あひる 3羽	伊是名村字仲田60
	7 食鳥処理センター松林*	H16. 11. 16	福第2378号	鶏・あひる 100羽	伊平屋村字我喜屋217-30
	8 農業生産法人 (有)乙羽ファーム	H17. 7. 5	福第2034号	鶏・あひる 150羽	今帰仁村字越地284
	9 有限会社國場電工*	H23. 7. 19	環第111号	鶏・あひる・七面鳥 20羽	金武町字金武3309-1
	10 玉城食鳥販売	H23. 10. 13	環第270号	鶏・あひる・七面鳥 100羽	名護市仲尾次1260
	11 沖縄県立北部農林高等学校	H24. 2. 7	環第18号	鶏 50羽	名護市名護4607-1

総計：15施設

* 休止中

3 と畜場の使用料・解体料一覧

単位:円

畜種	と畜場	沖縄県食肉センター		名護市食肉センター	
		と畜場使用料	とさつ解体料	と畜場使用料	とさつ解体料
牛		1,620	2,160 (雄) 5,508	3,701	2,965
馬		1,620	2,160 (雄) 5,508		
とく		1,080	1,620	1,819	1,467
こま		1,080	1,620		
豚		1,067	734	993	795
山羊・めん羊		1,234	1,306	781	915

4 と畜・食鳥検査手数料等

(1) と畜関係

単位:円

一般と畜場設置許可申請手数料		22,000	
簡易と畜場設置許可申請手数料		10,000	
検査手数料	牛・馬	成牛・成馬	600
		生後1月以上12月未満	300
		生後1月未満	250
	豚	300	
	山羊・めん羊	200	

(2) 食鳥関係

単位:円

食鳥処理事業許可申請手数料		19,000
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料		10,000
確認規定認定申請手数料		5,500
確認規定変更認定申請手数料		2,300
検査手数料	平日	3
	休日及び時間外	4

(3) 検査手数料の推移

単位:円

年度	畜種	牛・馬	とく・こま・豚	山羊・めん羊	食鳥
昭和47.5～		250	120	30	
昭和52.1～		400	200	100	
昭和61.4～		600	300	200	
平成4.4～		600	300	200	4
平成10.4～		600	300	200	平日 3
					休日・時間外 4

5 と畜検査業務の概要（参考）

（1） 10年間のと畜検査頭数（沖縄県）

	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
総数	360,836	372,941	359,610	357,259	339,753	317,848	318,439	322,613	336,711	344,765	3,430,775
牛	4,635	4,647	4,171	4,194	4,559	4,158	3,729	3,823	4,037	4,178	42,131
とく	5	4	2	2	3	1	7	5	6	1	36
馬	65	60	64	65	69	46	25	30	30	45	499
こま											0
豚	354,811	366,752	353,747	350,818	332,656	311,230	312,396	316,639	330,207	337,760	3,367,016
めん羊	3			2	1	1	1		2		10
山羊	1,317	1,478	1,626	2,178	2,465	2,412	2,281	2,116	2,429	2,781	21,083

（2） と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）

平成30年度

と畜場名	沖縄県 食肉センター	名護市 食肉センター	沖縄県 畜産研究 センター	久米島 と畜場	(株)宮古 食肉センター	(株)八重山 食肉センター	与那国町 食肉処理 場	計
牛	2,138	46		11	335	1,648		4,178
とく					1			1
馬	21				5	19		45
こま								0
豚	216,990	118,684		79	642	1,342	23	337,760
めん羊								0
山羊	1,203	791		119	316	352		2,781

(3) 獣畜のとさつ頭数及びとさつ禁止又は廃棄したものの原因 (沖縄県)

平成30年度

	と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																		計							
			細菌病							ウイルス・リケッチャ病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病											
			炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症		黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他
牛	4,174	禁止	2															1	1								2	
		全部廃棄	14														1	1	1			3					8	14
		一部廃棄	2,713											11	406						22	20		2,212	371	1,101	4,143	
とく	1	禁止	0																								0	
		全部廃棄	0																								0	
		一部廃棄	1																							2	2	
馬	45	禁止	0																								0	
		全部廃棄	0																								0	
		一部廃棄	23													6										81	10	97
こま	0	禁止	0																								0	
		全部廃棄	0																								0	
		一部廃棄	0																								0	
豚	337,723	禁止	26	23																						3	26	
		全部廃棄	334	169	55						15	3					20	66				6					334	
		一部廃棄	223,223													102				51	18		216,495	2,715	19,229	238,610		
めん羊	0	禁止	0																								0	
		全部廃棄	0																								0	
		一部廃棄	0																								0	
山羊	2,778	禁止	1																1								1	
		全部廃棄	1																								1	
		一部廃棄	1,369													323				8	3		1,103	15	260	1,712		
計	344,721																											

事業概要

平成 30 年度

発 行

〒901-1202

沖縄県中央食肉衛生検査所
南城市大里字大里 2015 番地
電 話 (098) 945 - 3000
F A X (098) 946 - 2690
xx024110@pref.okinawa.lg.jp

〒905-0015

沖縄県北部食肉衛生検査所
名護市大南 1-13-11 番地
電 話 (0980) 52 - 1165
F A X (0980) 52 - 3791
xx024120@pref.okinawa.lg.jp
